

令和元年 6 月市議会 教育厚生委員会資料

第 70 号議案 令和元年度長崎市一般会計補正予算（第 2 号）

目 次

説明書記載頁

【3款 民生費】

全天候型子ども遊戯施設基本計画策定費(3.2.1)…………… P 1 ～ 3 (P 36 ～ 37)

【補助】児童福祉等施設整備事業費

児童センター・児童館(3.2.1)…………… P 4 ～ 6 (P 36 ～ 37)

【単独】児童福祉等施設整備事業費

子育て支援センター(3.2.1)…………… P 4 ～ 6 (P 36 ～ 37)

【補助】児童福祉等施設整備事業費補助金

民間保育所(3.2.1)…………… P 7 ～ 9 (P 36 ～ 37)

民間認定こども園(3.2.1)…………… P 10 ～ 15 (P 36 ～ 37)

放課後児童クラブ(3.2.1)…………… P 16 ～ 18 (P 36 ～ 37)

【補助】母子生活支援施設整備事業費

白菊寮(3.2.3)…………… P 19 ～ 20 (P 38 ～ 39)

【単独】児童福祉施設整備事業費

市立保育所(外壁改修)(3.2.4)…………… P 19 ～ 20 (P 38 ～ 39)

【補助】児童福祉施設整備事業費

市立認定こども園(3.2.4)…………… P 21 ～ 22 (P 38 ～ 39)

【単独】児童福祉施設整備事業費

市立保育所(ブロック塀改修)(3.2.4)…………… P 23 ～ 28 (P 38 ～ 39)

【4款 衛生費】

特定不妊治療助成費(4.1.3)…………… P 29 ～ 30 (P 38 ～ 39)

【10款 教育費】

【単独】幼稚園施設整備事業費

高島幼稚園(10.5.3)…………… P 31 ～ 34 (P 54 ～ 55)

幼児教育・保育の無償化関連事業

【3款 民生費】

認可外保育施設等利用給付費(3.2.1)…………… P 35 ～ 36 (P 36 ～ 37)

低所得世帯副食費給付費(3.2.1)…………… P 37 ～ 38 (P 36 ～ 37)

児童福祉総務費事務費(3.2.1)…………… P 39 (P 36 ～ 37)

民間保育所等施設型給付費(3.2.2)…………… P 40 ～ 48 (P 38 ～ 39)

保育所 (P 38 ～ 39)

認定こども園 (P 38 ～ 39)

幼稚園 (P 38 ～ 39)

地域型保育給付費 小規模保育事業 (P 38 ～ 39)

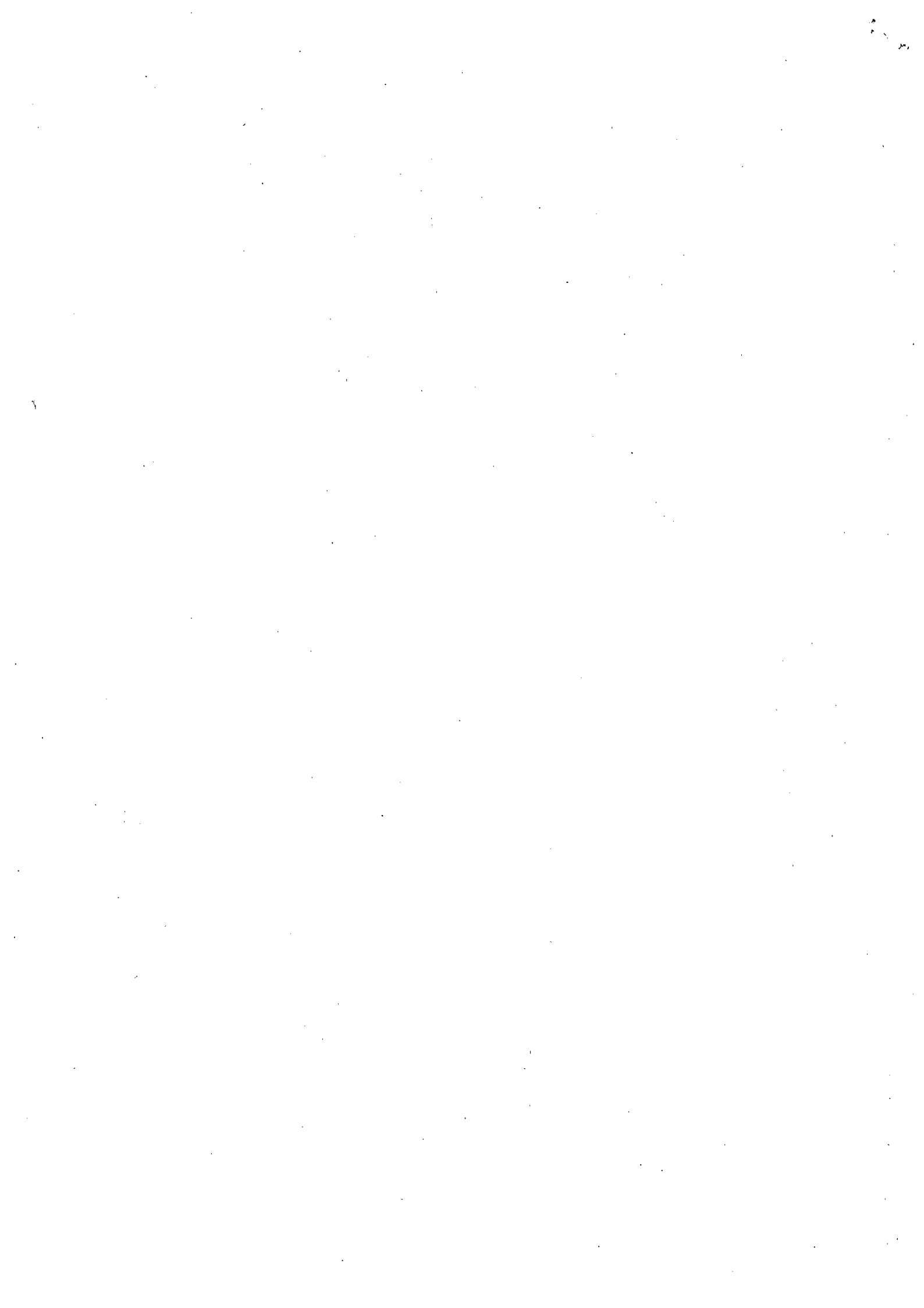
【10款 教育費】

私立幼稚園就園奨励費補助金(10.5.2)…………… P 49 ～ 50 (P 54 ～ 55)

私立幼稚園預かり保育促進費補助金(10.5.2)…………… P 51 (P 54 ～ 55)

こ ども 部

令和元年 6 月



予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
36~37	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉 総務費	1-1	全天候型子ども遊 戯施設基本計画策 定費	千円 10,000

## 1 概 要

「あぐりの丘」に全天候型の子どもの遊戯施設を整備するにあたり、施設全体の整備イメージを作成するとともに、全天候型子ども遊戯施設に係る基本計画を策定するもの。

## 2 事業内容

### (1) 施設全体に係る整備イメージの作成

現在の「あぐりの丘」にある既存施設・機能等の状況などを勘案し、これらの施設・機能等を最も効果的に運用していくためのゾーニングや動線構成等を検討し、全天候型施設の建設場所を決めるための施設全体を構想する整備イメージを作成する。

### (2) 全天候型施設に係る基本計画の策定

上記(1)で作成した施設全体の整備イメージを踏まえ、全天候型施設に必要な規模・機能、設備内容、諸室空間割り、導入する遊具の機能及びデザイン等の基本計画を策定する。

## 3 事業費

策定業務委託料 10,000 千円

## 4 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 10,000	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 10,000

5 全天候型子ども遊戯施設の整備スケジュール（案）

	令和元年度												令和2年度												令和3年度											
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
1 基本計画策定																																				
(1)策定業務	基本計画																																			
2 条例制定・廃止																																				
(1)(仮称)こどもの丘条例の制定																									設置 条例											施行
(2)いこいの里条例の廃止																									廃止 条例											廃止
3 全天候型子ども遊戯施設																																				
(1)実施設計等													実施設計																							
(2)建築工事																									建築工事											
4 新たな施設の愛称																																				
(1)名称に係る審査会の設置(市民公募含む)																																				
(2)愛称の公募期間(1か月)																																				
(3)名称に係る審査会(愛称の決定)																																				
5 指定管理者																																				
(1)審査会(第1回:募集要項等の協議)																																				
(2)公募期間(3か月)																																				
(3)審査会(第2回:候補者の選定)																																				
(4)指定管理者候補者の決定																																				
(5)指定管理者の決定																																				
(6)事務引継ぎ、準備期間																																				

指定管理者による運営開始

11月5日



# あぐりの丘平面図

NO	施設名称	延床面積 (㎡)
24	ばらハウス	974.31
25	羊小屋・資材倉庫	291.87
26	トイレ (オムツ替スペースあり)	40.00
27	資材倉庫	55.00

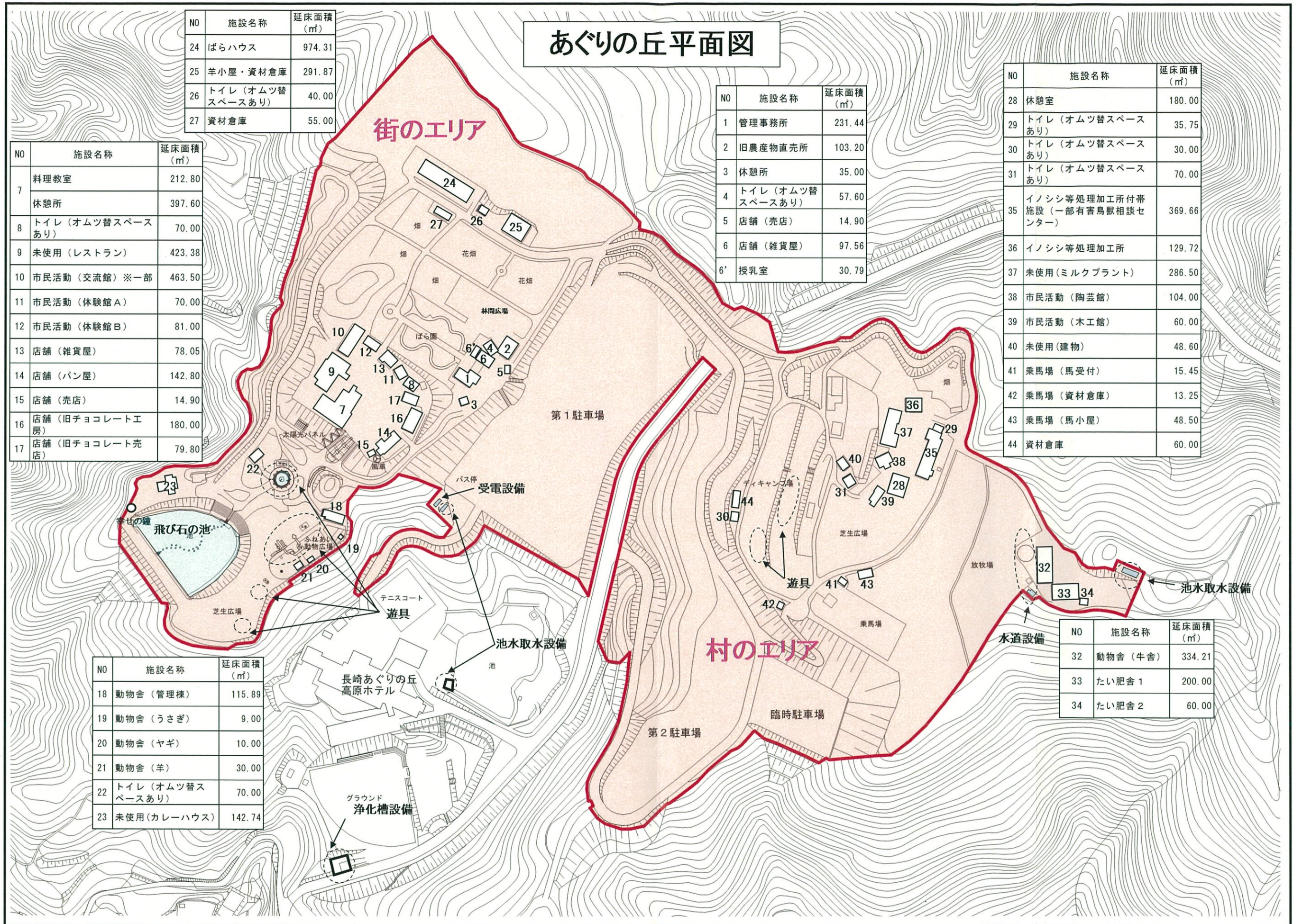
NO	施設名称	延床面積 (㎡)
7	料理教室	212.80
	休憩所	397.60
8	トイレ (オムツ替スペースあり)	70.00
9	未使用 (レストラン)	423.38
10	市民活動 (交流館) ※一部	463.50
11	市民活動 (体験館A)	70.00
12	市民活動 (体験館B)	81.00
13	店舗 (雑貨屋)	78.05
14	店舗 (パン屋)	142.80
15	店舗 (売店)	14.90
16	店舗 (旧チョコレート工房)	180.00
17	店舗 (旧チョコレート売店)	79.80

NO	施設名称	延床面積 (㎡)
1	管理事務所	231.44
2	旧農産物直売所	103.20
3	休憩所	35.00
4	トイレ (オムツ替スペースあり)	57.60
5	店舗 (売店)	14.90
6	店舗 (雑貨屋)	97.56
6'	授乳室	30.79

NO	施設名称	延床面積 (㎡)
28	休憩室	180.00
29	トイレ (オムツ替スペースあり)	35.75
30	トイレ (オムツ替スペースあり)	30.00
31	トイレ (オムツ替スペースあり)	70.00
35	イノシシ等処理加工所付帯施設 (一部有害鳥獣相談センター)	369.66
36	イノシシ等処理加工所	129.72
37	未使用 (ミルクプラント)	286.50
38	市民活動 (陶芸館)	104.00
39	市民活動 (木工館)	60.00
40	未使用 (建物)	48.60
41	乗馬場 (馬受付)	15.45
42	乗馬場 (資材倉庫)	13.25
43	乗馬場 (馬小屋)	48.50
44	資材倉庫	60.00

NO	施設名称	延床面積 (㎡)
18	動物舎 (管理棟)	115.89
19	動物舎 (うさぎ)	9.00
20	動物舎 (ヤギ)	10.00
21	動物舎 (羊)	30.00
22	トイレ (オムツ替スペースあり)	70.00
23	未使用 (カレーハウス)	142.74

NO	施設名称	延床面積 (㎡)
32	動物舎 (牛舎)	334.21
33	たい肥舎 1	200.00
34	たい肥舎 2	60.00





予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
36～37	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉 総務費	4-1	【補助】児童福祉等施設 整備事業費 児童センター・児童館	千円 22,100
36～37	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉 総務費	6-1	【単独】児童福祉等施設 整備事業費 子育て支援センター	千円 6,000

### 1 概 要

大浦児童センター及び梅香崎地区子育て支援センターとして使用している建物は、昭和56年に建設されており、建設から38年が経過し、施設機能の保全と利用者の安全確保を図るため、外壁及び屋上防水の改修工事を行う。

### 2 建物の概要

- (1) 所在地 長崎市大浦町7番2号
- (2) 建物構造 鉄筋コンクリート造3階建
- (3) 建築年月 昭和56年3月

### 3 事業内容

内 訳	工事費	工事内容
外壁改修工事	23,400千円	外壁にひび割れがあり、老朽化が進んでいるため改修を行う。また、石綿含有調査の結果、屋上外壁の小口部分の塗材に石綿の含有が確認されたため、適切な飛散防止措置を講じたうえで除去を行う。
屋上防水改修工事	4,700千円	屋上防水シートの劣化が進んでいるため改修を行う。
合 計	28,100千円	

#### 【管理面積による按分】

区 分	全 体	大浦児童センター	梅香崎地区子育て支援センター
事 業 費	28,100千円	22,100千円	6,000千円
管理面積	632.91㎡ (100%)	498.21㎡ (78.7%)	134.70㎡ (21.3%)

※複合施設につき、面積按分にて計上

### 4 工期（予定）

令和元年10月初旬～令和2年2月中旬



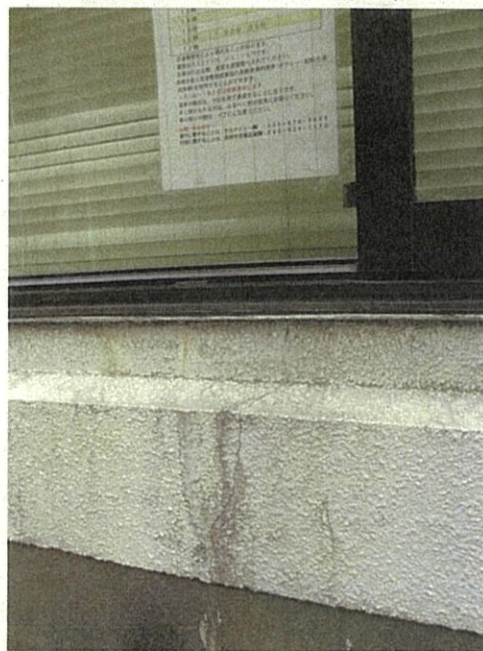


【現況写真】

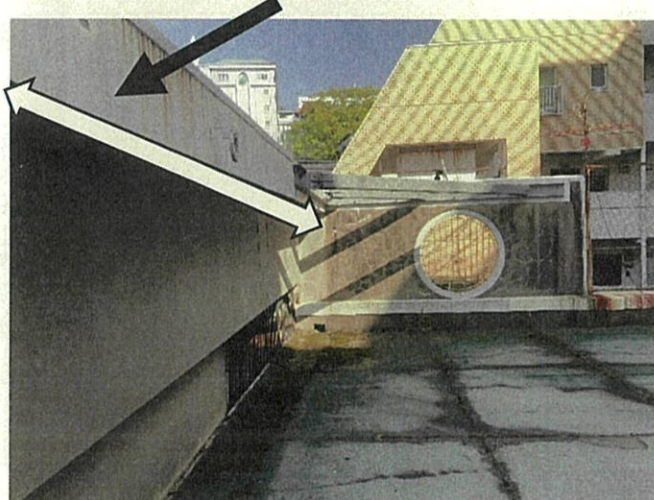
<全景>



<1階部分外壁 ひび割れ>



<屋上小口部分 石綿除去>



<屋上小口部分 石綿除去>



<屋上 防水シートの劣化>



<屋上 防水シートの剥がれ>



予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
36~37	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉 総務費	5-1	【補助】児童福祉等施設整備事業費補助金 民間保育所	千円 102,928

## 1 概要

民間保育所において、定員増を伴う増改築等の施設整備にかかる経費を助成することにより、入所児童の保育環境の向上及び待機児童の解消を図る。

## 2 事業内容等

### (1) 事業内容

No.	施設名 【設置主体】	設置場所	整備区分	概要	定員	敷地面積 (㎡)	完成予定
						延床面積 (㎡) 構造	
1	バンビーノ保育園 【(有) ウェル】	大園町 2005番地54	増改築	施設の増改築	30人→48人 (18人増)	515.20 478.80 木造2階建	令和2年 7月
2	聖母保育園 【(学) 聖マリア学院】	若草町 6番5号	増改築	施設の増改築	50人→80人 (30人増)	19,911.77 623.48 鉄筋コンクリート造2階建	令和3年 2月

### (2) 補正予算計上額 (全体事業費×進捗率 ※1)

単位：千円

No.	施設名	整備区分	事業費 ①	補助基本額 ②	負担割合 (②×補助率)		補正額 ⑤ (③+④)	事業者負担 ⑥ (①-⑤)
					国 2/3 ③	市 1/12 ④		
1	バンビーノ保育園	増改築	119,049	109,464	72,976	9,122	82,098	36,951
2	聖母保育園	増改築	32,393	27,774	18,516	2,314	20,830	11,563
合計			151,442	137,238	91,492	11,436	102,928	48,514

※1 補正額は各施設の進捗率により算出 (進捗率：バンビーノ保育園 65%、聖母保育園 12%)

### 【参考：全体事業費】

単位：千円

No.	施設名	整備区分	事業費 ①	補助基本額 ②	負担割合 (②×補助率)		補助額 ⑤ (③+④)	事業者負担 ⑥ (①-⑤)
					国 2/3 ③	市 1/12 ④		
1	バンビーノ保育園	増改築	183,153	168,408	112,272	14,034	126,306	56,847
2	聖母保育園	増改築	269,946	231,462	154,308	19,288	173,596	96,350
合計			453,099	399,870	266,580	33,322	299,902	153,197

### 3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金※1	県支出金	地方債※2	その他	一般財源
千円 102,928	千円 91,492	千円 -	千円 9,000	千円 -	千円 2,436

※1 国庫補助率 保育所等整備交付金 補助基本額の2/3

※2 起債充当率 社会福祉施設整備事業債 (地方負担分の8.0%)



# バンビーノ保育園位置図



# 聖母保育園位置図



予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
36~37	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉 総務費	5-2	【補助】児童福祉等施設整備事業費補助金 民間認定こども園	千円 124,346

## 1 概要

認定こども園において、定員増を伴う増改築及び老朽施設を対象とした大規模修繕等の施設整備にかかる経費を助成することにより、児童の安全・安心や保育環境の向上、及び待機児童の解消を図る。

## 2 事業内容等

### (1) 定員増を伴う増改築等の施設整備

#### ア 事業内容

	施設名 【設置主体】	設置場所	整備区分	概要	定員	敷地面積 (㎡)	完成予定
						延床面積 (㎡)	
1	認定こども園 聖母の騎士幼稚園 【(学) 聖母の騎士学園】	本河内2丁目 2番2号	増改築	施設の 増改築	95人→109人 (14人増)	2,124.98	令和3年 3月
						1,203.04	
						鉄骨造3階建	
2	認定こども園 女の都幼稚園 【(学) 女の都幼稚園】	女の都3丁目 2番4号	増改築	施設の 増改築	65人→105人 (40人増)	2,144.96	令和2年 12月
						810.81	
						木造2階建	

### イ 補正予算計上額 (全体事業費×進捗率 ※1)

単位：千円

	施設名	整備区分	事業費 ①	補助 基本額②	負担割合 (②×補助率)		補正額 ⑤ (③+④)	事業者 負担 ⑥ (①-⑤)
					国(県) ③	市④		
					保育所部分 ※2			
1	認定こども園 聖母の騎士幼 稚園	増改築	16,276	16,276	10,850	1,356	12,206	8,939
			17,916	17,396	8,698	4,349	13,047	
小計			34,192	33,672	19,548	5,705	25,253	
2	認定こども園 女の都幼稚園	増改築	14,991	14,991	9,994	1,249	11,243	4,846
			4,390	4,390	2,195	1,097	3,292	
小計			19,381	19,381	12,189	2,346	14,535	
合計			53,573	53,053	31,737	8,051	39,788	13,785

※1 補正額は各施設の進捗率により算出(進捗率：聖母の騎士幼稚園10%、女の都幼稚園10%)

※2 保育所等整備交付金部分：補助基本額の2/3(国)、1/12(市)

※3 認定こども園施設整備交付金部分：補助基本額の1/2(県)、1/4(市)



【参考：全体事業費】

単位：千円

	施設名	整備区分	事業費 ①	補助 基本額 ②	負担割合 (②×補助率)		補助額 ⑤ (③+④)	事業者 負担 ⑥ (①-⑤)
					国(県) ③	市④		
					保育所 部分※1	幼稚園 部分※2		
1	認定こども園 聖母の騎士幼 稚園	増改築	341,927	162,761	108,507	13,563	122,070	89,383
				179,166	86,983	43,491	130,474	
				小計	336,727	195,490	57,054	
2	認定こども園 女の都幼稚園	増改築	214,786	149,919	99,946	12,493	112,439	69,421
				43,903	21,951	10,975	32,926	
				小計	193,822	121,897	23,468	
合計			556,713	530,549	317,387	80,522	397,909	158,804

※1 保育所等整備交付金部分：補助基本額の2/3（国）、1/12（市）

※2 認定こども園施設整備交付金部分：補助基本額の1/2（県）、1/4（市）

## (2) 老朽施設を対象とした施設整備

## ア 事業内容

	施設名 【設置主体】	設置場所	整備 区分	概 要	定 員	敷地面積 (m <sup>2</sup> )	完成予定
						延床面積 (m <sup>2</sup> ) 構造	
1	とまちこども園 【(福)五蘊会】	戸町3丁目 15番1号	大規模 修繕等	老朽施設 の整備	105人	473.48	令和元年 10月
						545.12 鉄筋コンクリ ート造3階建	
2	幼保連携型認定こども園 第二ひかり幼稚園 【(学)ひかり学園】	小江原2丁 目36番28 号	大規模 修繕等	老朽施設 の整備	135人	3,573.19	令和2年 12月
						1,452.50 鉄筋コンクリ ート造2階建	

【対象施設】平成31年3月31日時点で施設の築年数が38年以上となる施設

- とまちこども園：築41年経過（昭和53年3月建築）
- 第二ひかり幼稚園：築44年経過（昭和50年4月建築）

イ 補正予算計上額（全体事業費×進捗率 ※1）

単位：千円

	施設名	整備区分	事業費 ①	補助基本額 ②	負担割合 (②×補助率)		補正額 ⑤ (③+④)	事業者負担 ⑥ (①-⑤)	
					国(県) ③	市④			
					保育所部分 ※2	1/2			1/4
					幼稚園部分 ※3	1/2	1/4		
1	とまちこども園	大規模修繕等	80,230	65,205	32,602	16,301	48,903	35,803	
			11,461	9,315	4,657	2,328	6,985		
			小計	91,691	74,520	37,259	18,629		55,888
2	幼保連携型認定こども園 第二ひかり幼稚園	大規模修繕等	25,884	13,571	6,785	3,392	10,177	11,460	
			14,246	24,658	12,329	6,164	18,493		
			小計	40,130	38,229	19,114	9,556		28,670
合計			131,821	112,749	56,373	28,185	84,558	47,263	

- ※1 補正額は各施設の進捗率により算出(進捗率:とまちこども園 100%、第二ひかり幼稚園 20%)  
 ※2 保育所等整備交付金部分:補助基本額の1/2(国)、1/4(市)  
 ※3 認定こども園施設整備交付金部分:補助基本額の1/2(県)、1/4(市)

【参考:全体事業費】

単位：千円

	施設名	整備区分	事業費 ①	補助基本額 ②	負担割合 (②×補助率)		補助額 ⑤ (③+④)	事業者負担 ⑥ (①-⑤)
					国(県) ③	市④		
					保育所部分	1/2		
			幼稚園部分	1/2	1/4			
1	とまちこども園	大規模修繕等	91,691	65,205	32,602	16,301	48,903	35,803
				9,315	4,657	2,328	6,985	
				74,520	37,259	18,629	55,888	
2	幼保連携型認定こども園 第二ひかり幼稚園	大規模修繕等	200,651	67,858	33,929	16,964	50,893	57,289
				123,292	61,646	30,823	92,469	
				191,150	95,575	47,787	143,362	
合計			292,342	265,670	132,834	66,416	199,250	93,092

### 3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金※1	県支出金※2	地方債※3	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
124,346	60,231	27,879	28,500	-	7,736

※1 国庫補助率 保育所等整備交付金 補助基本額の2/3

※2 県補助率 認定こども園施設整備交付金 補助基本額の1/2

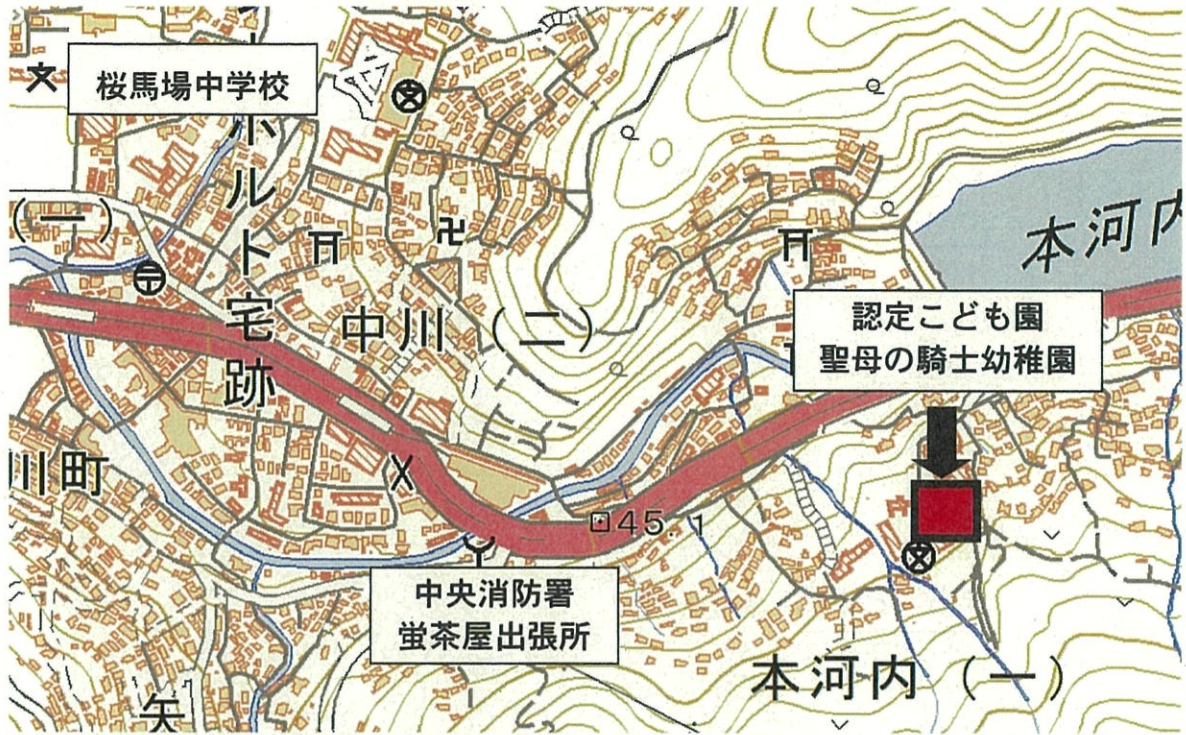
※3 起債充当率

保育所等整備交付金部分：社会福祉施設整備事業債（地方負担分の80%）

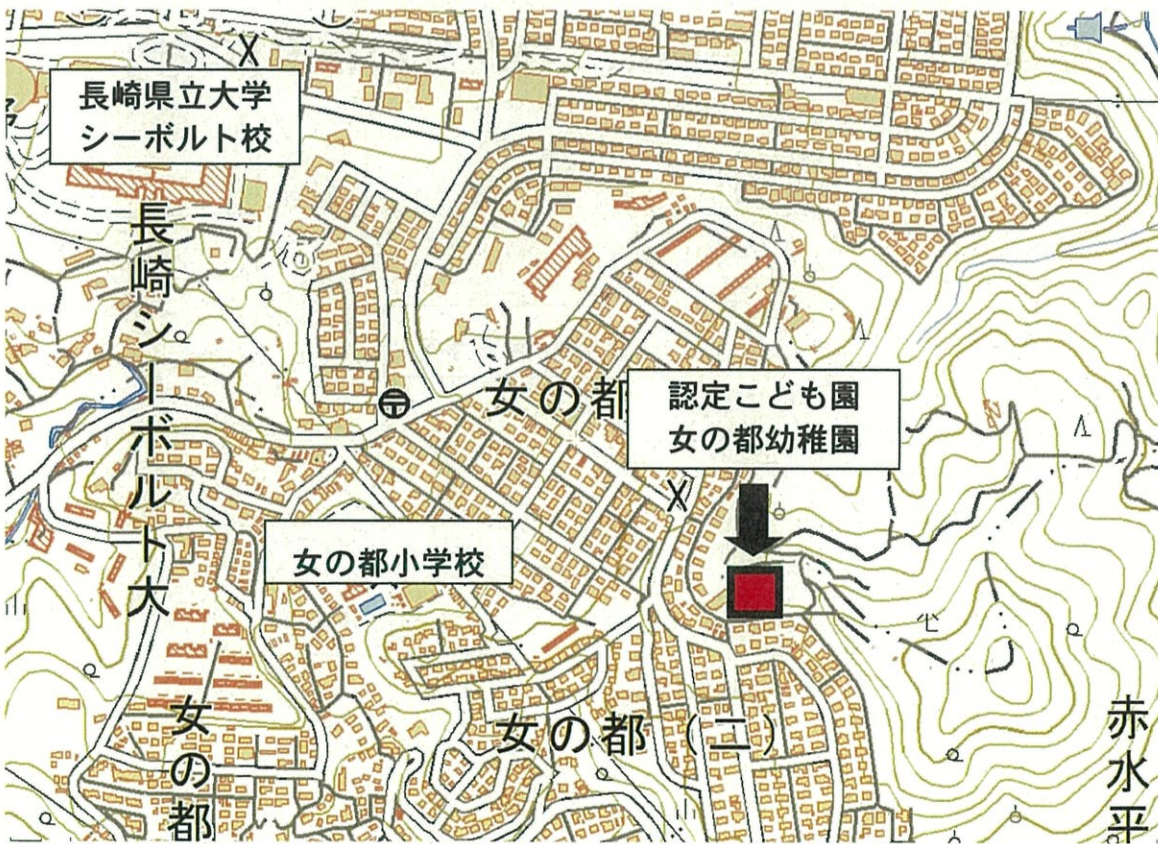
認定こども園施設整備交付金部分：一般補助施設整備等事業債（地方負担分の80%）



## 認定こども園聖母の騎士幼稚園位置図

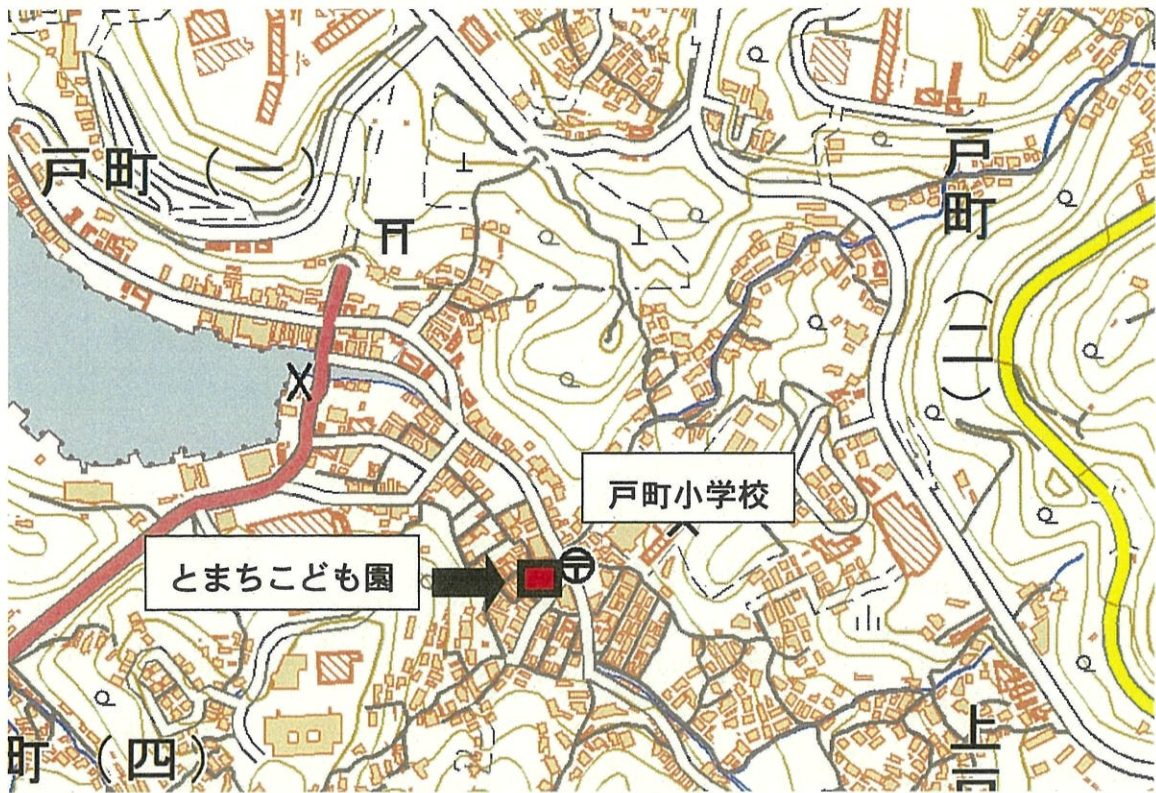


## 認定こども園女の都幼稚園位置図





## とまちこども園位置図



## 幼保連携型認定こども園第二ひかり幼稚園位置図





予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
36~37	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉 総務費	5-3	【補助】児童福祉等施設 整備事業費補助金 放課後児童クラブ	千円 3, 1 6 4

### 1 概 要

国の子ども・子育て支援整備交付金を活用し、放課後児童クラブについて、児童数増加に伴う既存施設の狭あい化解消のため、法人による施設整備に係る経費の補助を行っているが、補助基準額が増額改定されたことに伴い、補助額を増額するもの。

### 2 事業内容

小学校区	クラブ名	整備前				整備後			
		施設形態	面積 (㎡)	利用 定員 (人)	利用 児童数 (人)	整備内容	面積 (㎡)	利用 定員 (人)	施設整備 の理由
高城台	サンサンクラブ	保育園施設	139.12 (115.90)	70	104	創設	350.00 (198.00)	120	狭あい化に伴う施設の新設
山里	きんだーくらぶ	保育園施設	68.49 (52.27)	31	40	創設	101.20 (66.00)	40	狭あい化に伴う施設の新設
形上	たんぽぽクラブ	プレハブ	69.19 (42.00)	25	40	創設	132.04 (99.00)	60	狭あい化に伴う施設の新設

※面積欄内の（ ）は、専用区画面積（事務スペース等を除く生活スペースの面積）

利用定員＝専用区画面積／1.65㎡

※利用児童数は平成31年4月1日現在

### 3 補助内訳

(単位:千円)

クラブ名	総事業費 ①	区分	補 助 基本額 ②	補助額 ②×3/4	財源 (②×補助率)			事業者 負担額 ②×1/4+ (①-②)
					国 1/2	県 1/8	市 1/8	
サンサンクラブ	90, 228	補正前 A	85, 605	64, 203	42, 801	10, 698	10, 704	26, 025
		補正後 B	88, 314	66, 234	44, 157	11, 037	11, 040	23, 994
		B-A②	2, 709	2, 031	1, 356	339	336	△2, 031
きんだーくらぶ	27, 770	補正前 A	27, 162	20, 371	13, 581	3, 395	3, 395	7, 399
		補正後 B	27, 770	20, 827	13, 885	3, 471	3, 471	6, 943
		B-A③	608	456	304	76	76	△456
たんぽぽクラブ	38, 818	補正前 A	26, 682	20, 011	13, 341	3, 335	3, 335	18, 807
		補正後 B	27, 585	20, 688	13, 792	3, 448	3, 448	18, 130
		B-A④	903	677	451	113	113	△677
補正額合計 (②+③+④)				3, 164	2, 111	528	525	△3, 164

#### 4 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金※1	県支出金※2	地方債※3	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
3,164	2,111	528	400	—	125

※1 国庫補助率 補助基準額の1/2 [創設分]

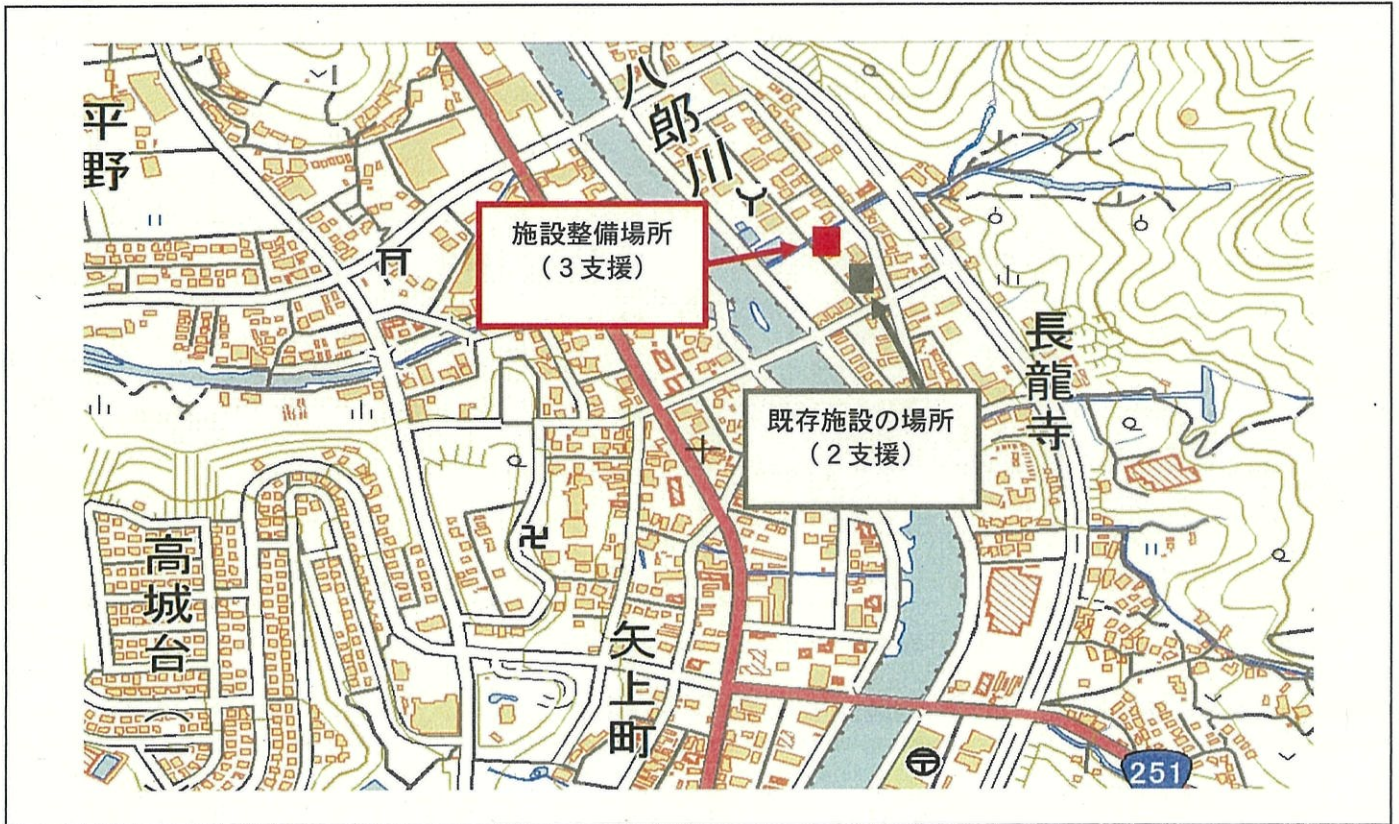
※2 県費補助率 補助基準額の1/8 [創設分]

※3 起債充当率 地方負担分の80% [社会福祉施設等整備事業債]

#### 5 参 考

### 位 置 図

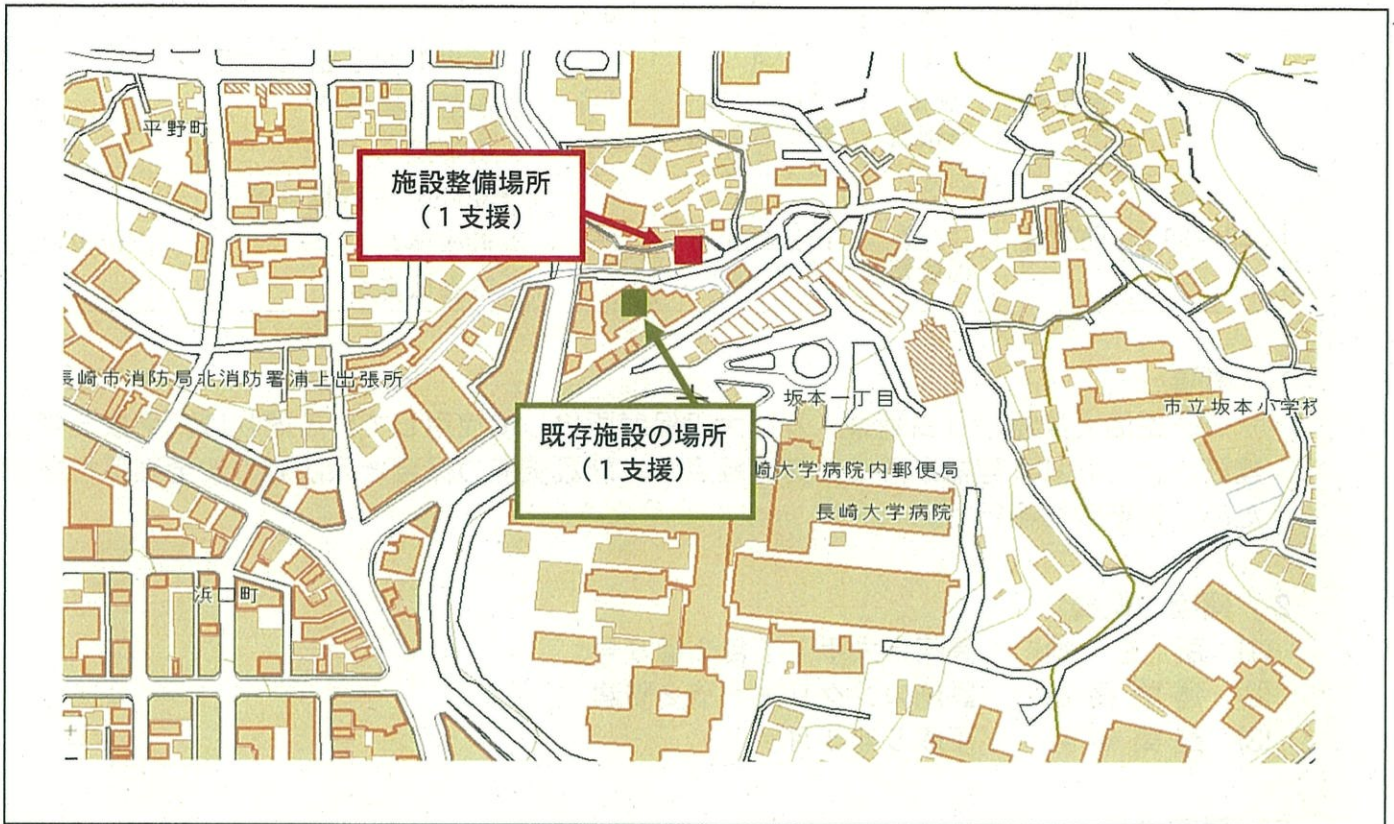
(1)高城台小学校区(サンサンクラブ)



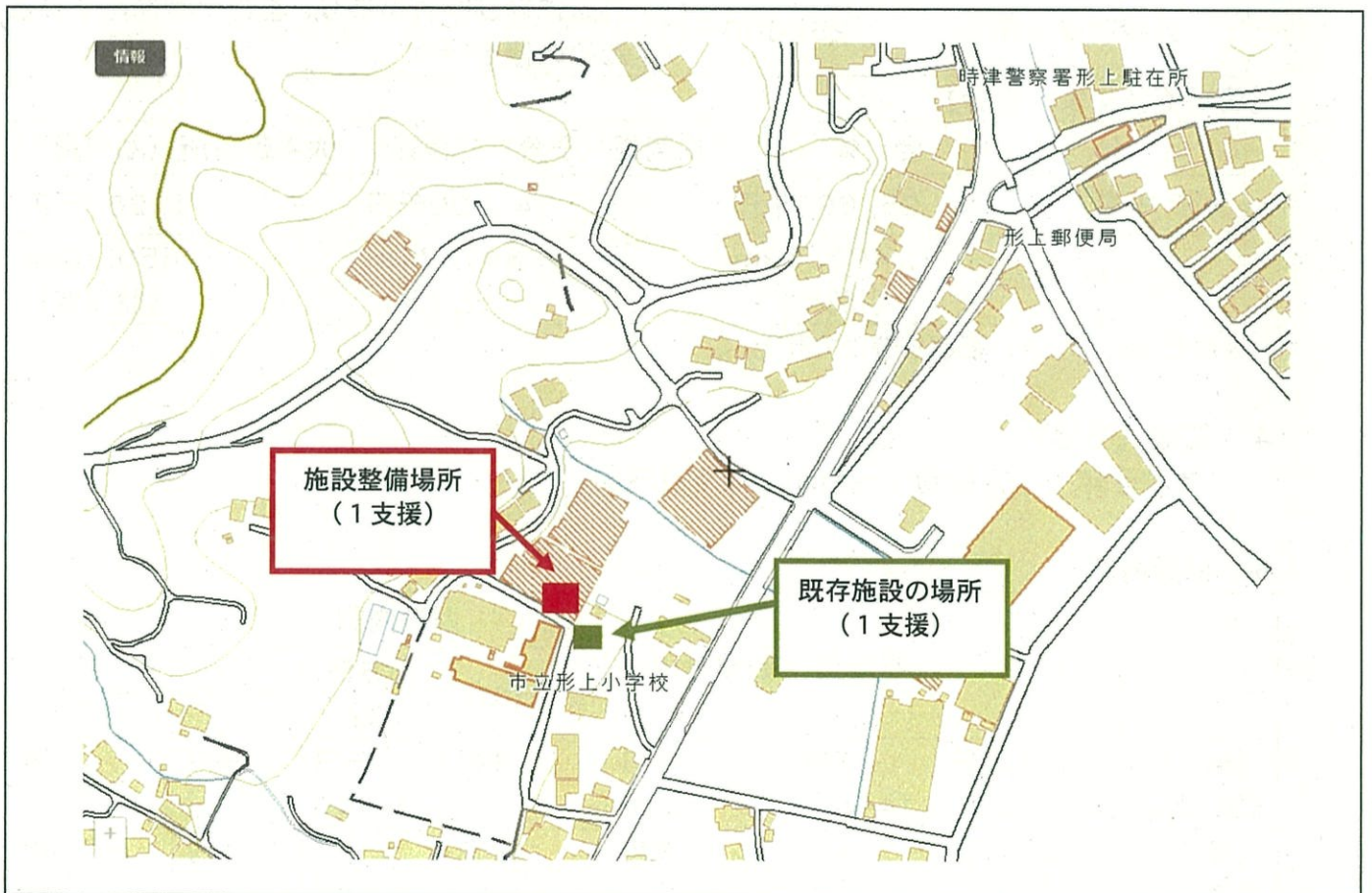


# 位置図

## (2) 山里小学校区(きんだーくらぶ)



## (3) 形上小学校区(たんぽぽクラブ)





予 算 説 明 書					事 業 名	補正額
ページ	款	項	目	番号		
38～39	3 民生費	2 児童 福祉費	3 ひとり親 家庭福祉費	1-1	【補助】母子生活支援 施設整備事業費 白菊寮	千円 14,400
38～39	3 民生費	2 児童 福祉費	4 市立児童福 祉施設費	2-1	【単独】児童福祉施設 整備事業費 市立保育所	千円 33,100のうち 11,200

## 1 概要

母子生活支援施設「白菊寮」及び大手保育所として使用している建物は、平成5年に建設されており、建設から26年が経過し、施設機能の保全と入所者の安全確保を図るため、外壁改修を行う。

## 2 建物の概要

- (1) 所在地 長崎市大手1丁目2番5号  
 (2) 建物構造 鉄筋コンクリート造2階建  
 (3) 建築年月 平成5年3月

## 3 事業内容

内 訳	工事費	工事内容
外壁改修工事	25,600千円	外壁にひび割れがあり、老朽化が進んでいるため改修を行う。

### 【管理面積による按分】

区 分	全 体	白菊寮（子育て支援課）	大手保育所（幼児課）
事業費	25,600千円	14,400千円	11,200千円
管理面積	1,492.53㎡ (100%)	841.71㎡ (56.4%)	650.82㎡ (43.6%)

※複合施設につき、面積按分にて計上

## 4 工期（予定）

令和元年11月初旬～～令和2年2月下旬

## 5 財源内訳

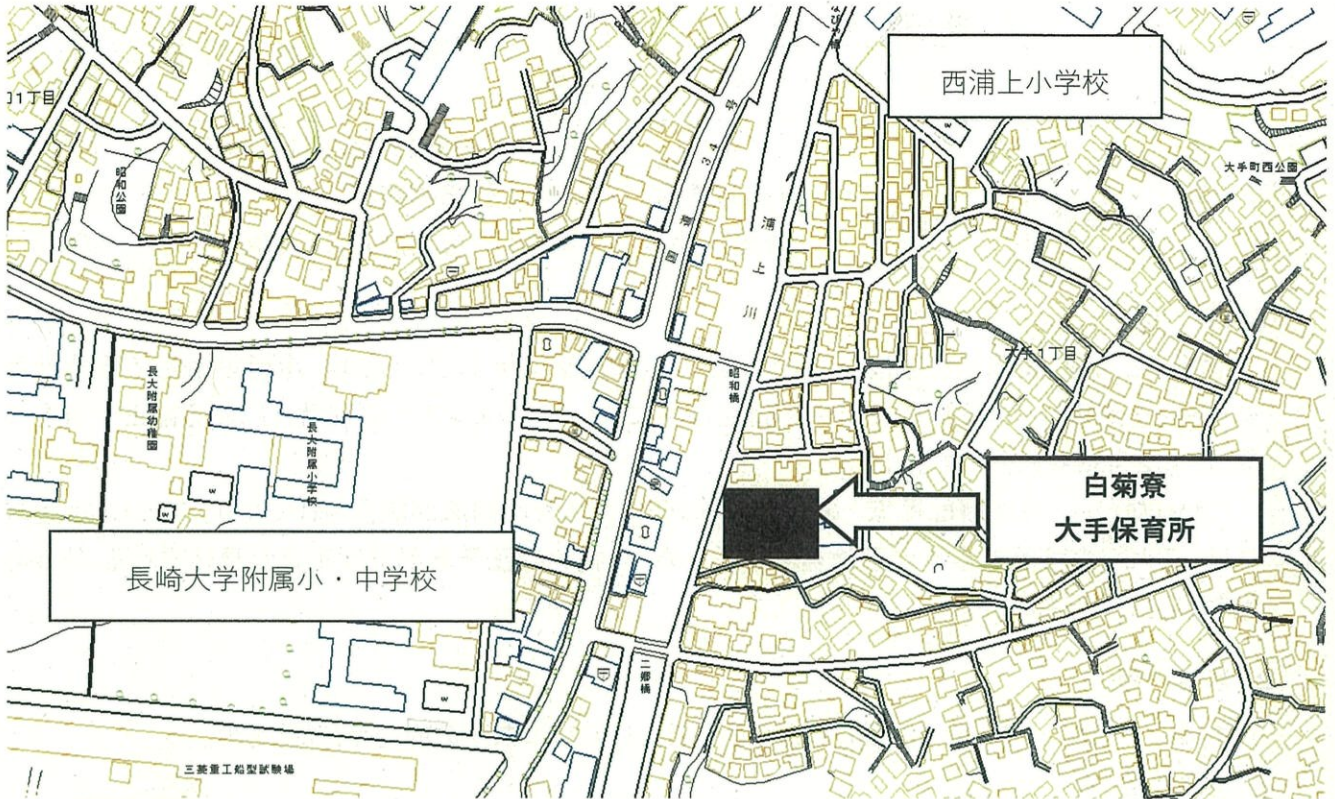
	事業費	財源内訳				
		国庫支出金 ※1	県支出金	地方債 ※2	その他	一般財源
【補助】母子生活支援施設整備事業費 白菊寮	千円 14,400	千円 7,200	千円 -	千円 5,700	千円 -	千円 1,500
【単独】児童福祉施設整備事業費 市立保育所	千円 11,200	千円 -	千円 -	千円 8,900	千円 -	千円 2,300

※1 国庫補助率 事業費（14,400千円）の1/2（次世代育成支援対策施設整備交付金）

※2 社会福祉施設整備事業債 充当率 80%

【長崎市立白菊寮・大手保育所】

<位置図>



【現況写真】

<全景>



<外壁ひび割れ>





予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
38～39	3 民生費	2 児童福祉費	4 市立児童福祉施設費	1-1	【補助】児童福祉施設 整備事業費 市立認定こども園	千円 4,500

### 1 概 要

認定こども園 長崎幼稚園については、国の一次補正に伴う「ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金」を活用し、建築基準法上の不適合な塀について、フェンスへの取替えに係る補正予算を平成31年2月議会において計上した。

しかしながら、当該塀は民家と隣接し、塀の側にガス管や側溝が設置されており、フェンス設置時には、それらの移設工事等が別途発生するため、当初の補正予算額では不足が見込まれることから、増額補正を行うもの。

### 2 事業内容

- (1)概 要      ブロック塀及びレンガ塀を撤去し、フェンスへの取替えを行うもの。
- (2)塀 延 長      75m
- (3)総事業費      9,954千円

### 3 事業費内訳

補正年度	事業費
平成31年2月	5,454千円
令和元年6月	4,500千円
合計	9,954千円

### 4 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金 ※1	県支出金	地方債 ※2	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
4,500	202	—	3,200	—	1,098

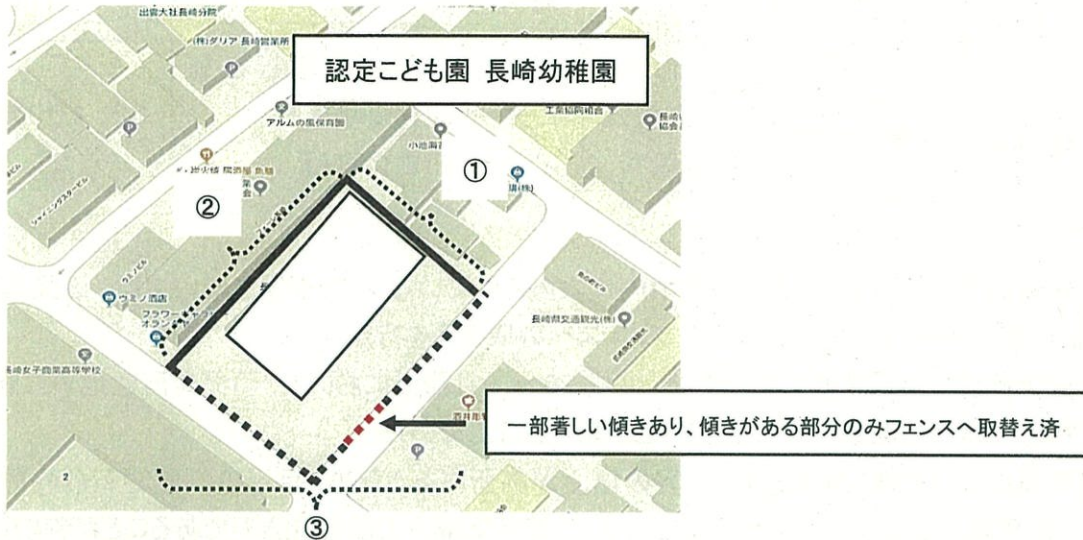
※1 ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金

- ・補助額：「総事業費（9,954千円）×1/3」と「塀延長75m×8万円×1/3」で算出した額とを比較し小さい方の金額（2,000千円）
  - ・補助総額：上記補助額に1/100の事務費（20千円）を加算（補助総額2,020千円…①）
- ※上記①の額から平成31年2月補正で計上した国庫支出金（1,818千円）を差し引いた額を計上

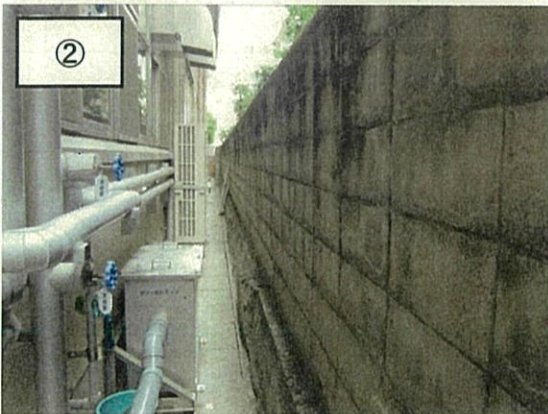
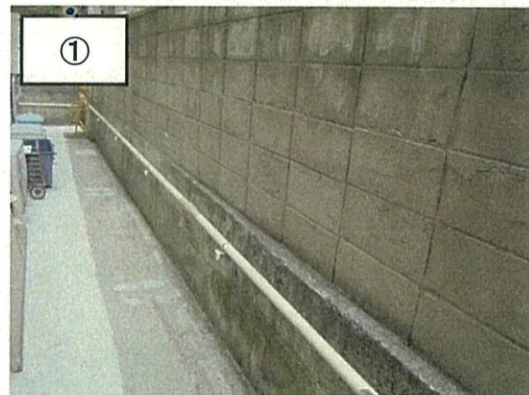
※2 学校教育施設等整備事業債（充当率75%）

# 認定こども園 長崎幼稚園

配置図（太線部分：対象となる塀）



## 現況写真



### （補足）

道路に面する部分にもブロック塀が設置されている（上記③）が、一部に著しい傾きがあったことから、傾きがあった箇所については、危険防止のため、平成 30 年度にフェンスへの取替えを行った。

上記③のその他の塀については、建築基準法の高さ、控え壁等の基準は適合であったが、市の他の施設において平成 30 年度に実施したブロック塀の構造調査の結果、いずれも不適合と判定されていることを踏まえ、令和元年度に構造調査を行うことにしている。調査の結果、不適合と判定された場合には、別途予算を計上し、フェンス等への取替えを行う。

予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
38～39	3 民生費	2 児童福祉費	4 市立児童福祉施設費	2-1	【単独】児童福祉施設整備事業費 市立保育所	千円 33,100のうち 21,900

### 1 概 要

伊良林保育所及び緑ヶ丘保育所の敷地内に設置されているブロック塀については、建築基準法上、鉄筋状況等が不適合であることから、フェンスへの取替えを行う。

仁田保育所及び中央保育所については、平成 30 年9月議会において、両保育所敷地内に設置されているブロック塀等の改修工事に係る補正予算を計上していた。

仁田保育所については、施工に際し、塀の場所が高所にあるため、足場の設置や石の飛散防止等、塀下の民家等に配慮した工法が必要となり、予算計上額を上回る見込みであることが判明し、現状の塀を残したままで応急対策(補強)を行うこととして、平成 30 年度に控え壁を設置したが、その対応では建築基準法上の基準を満たさないため、改めてフェンスへの取り替えを行う。

また、中央保育所においても、施工に際し、一部の塀が石積みであり石垣の上にレンガが積まれ、その上に塀が設置されていることや、塀のすぐ脇に下水管が敷設されており、フェンス設置にあたり移設が必要となること、さらに、景観形成重点地区であるため、景観に配慮したフェンスとする必要が生じた。平成 30 年度に応急対策(鉄骨による補強)を実施したが、中央保育所は設置されている全ての塀が建築基準法上不適合であり、また特殊要素もあり、一体的な整備を行う必要があるため、設計業務委託により施工方法を検討する。

### 2 事業内容

(1)ブロック塀からフェンスへの取替えを行うもの。

施設名	事業費	備考
伊良林保育所	5,000千円	塀延長 52.7m
緑ヶ丘保育所	5,300千円	塀延長 47m
仁田保育所	5,200千円	塀延長 50m
合 計	15,500千円	

(2)設計業務委託を行うもの。

施設名	事業費	備考
中央保育所	6,400千円	塀延長 143m
合 計	6,400千円	

### 3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債 ※	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
21,900	—	—	17,500	—	4,400

※ 社会福祉施設整備事業債(充当率 80%)



# 伊良林保育所

位置図（太線部分：対象となる塀）



現況写真





# 緑ヶ丘保育所

## 位置図 (太線部分:対象となる塀)



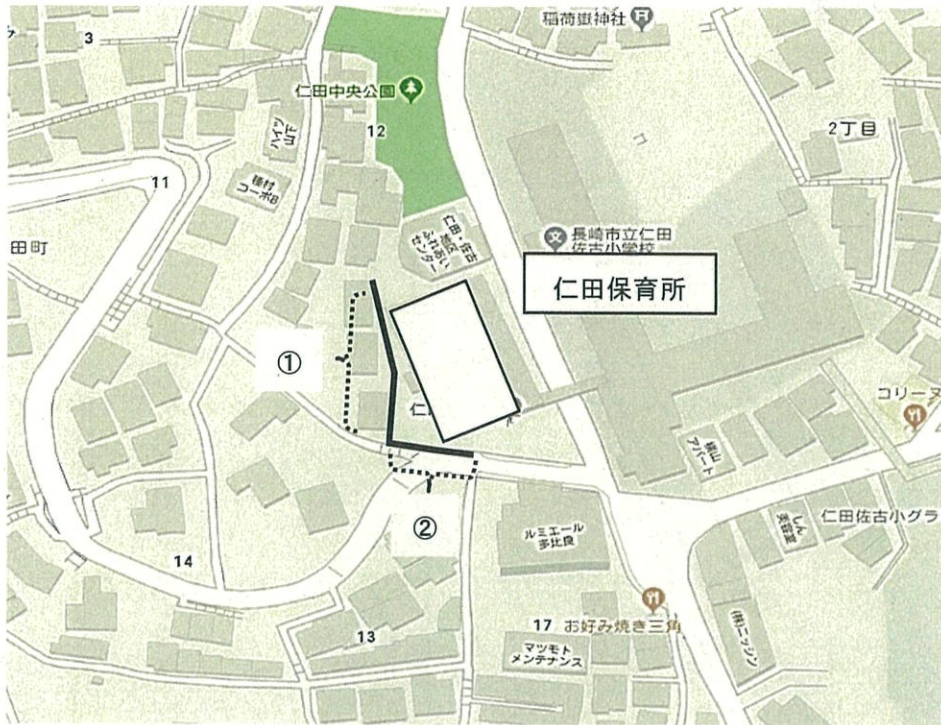
## 現況写真





# 仁田保育所

位置図（太線部分：対象となる塀）



現況写真



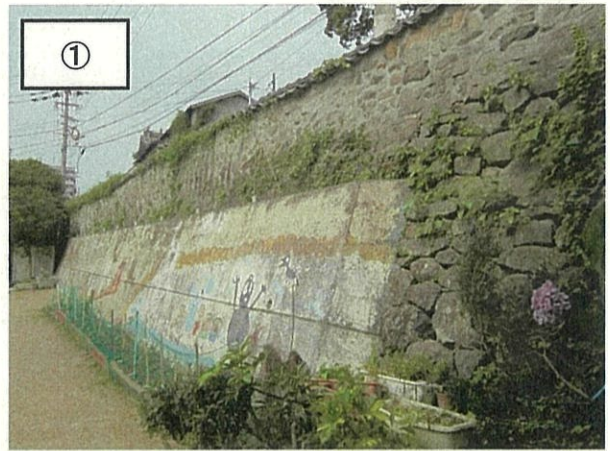


# 中央保育所

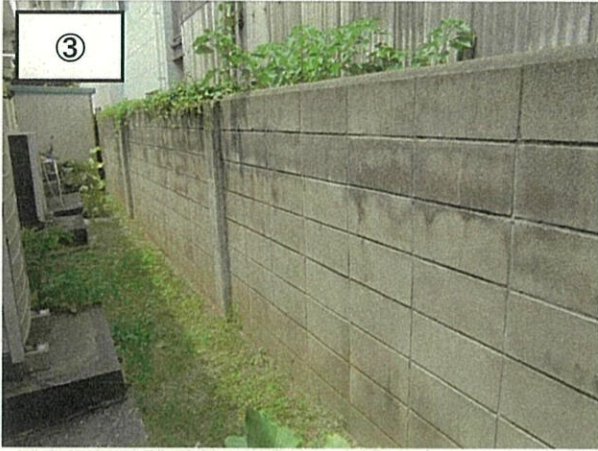
位置図（太線部分:対象となる塀）



## 現況写真







予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
38～39	4 衛生費	1 保健衛生費	3 母子保健 対策費	2-1	特定不妊治療助成費	千円 600

## 1 概 要

不妊治療のうち、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、費用の一部を助成し、子どもを望む夫婦への支援を行う。

特定不妊治療費助成に関する国の制度見直しに伴い、男性不妊の初回治療にかかる助成金を増額することで、夫婦ともに治療が必要な家庭の更なる経済的負担を軽減する。

## 2 事業内容

助成金(上限額)の見直しについて

男性不妊治療の初回に限り、15万円の上限額を30万円に増額する。(下表の下線部分)

	現行制度		
対象者	指定医療機関で特定不妊治療を受けた法律上婚姻している夫婦で、夫婦の前年の合計所得が730万円未満		
対象年齢	妻：43歳未満、夫：制限なし		
通算助成回数	6回(妻の年齢が40歳以上で初回治療を開始した場合は3回)		
助成金 上限額 (1回あたり)	治療内容	初回	2回目以降
	新鮮胚移植を実施	300,000円	150,000円
	採卵から凍結胚移植に至る一連の治療を実施	300,000円	150,000円
	以前に凍結した胚による胚移植を実施	75,000円	
	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了	300,000円	150,000円
	受精できず、又は胚の分割停止などの異常授精等による中止	300,000円	150,000円
	採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止	75,000円	
	精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術を実施(男性不妊治療)	<u>150,000円</u> → <u>300,000円</u>	150,000円

### 3 事業費

#### 男性不妊治療費

(初回治療にかかる助成金増額分)

4件

600千円

@150千円(増額分)×4件=600千円

### 4 財源内訳

事業費	財源内訳			
	国庫支出金※	県支出金	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円
600	300	—	—	300

※ 国庫補助率 1/2

### 【参考】

#### 1 助成実績

[単位:件(延べ件数)]

	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (見込み)	令和元年度 (当初予算)
助成件数 (うち、初回治療件数)	375 (112)	377 (123)	354 (128)	387 (148)
うち、男性不妊治療件数	5	4	2	4

#### 2 実績内訳

[単位:件(延べ件数)]

治療内容	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (見込み)
新鮮胚移植を実施	103 (47)	74 (42)	55 (26)
採卵から凍結胚移植に至る一連の治療を実施	86 (59)	111 (72)	140 (94)
以前に凍結した胚による胚移植を実施	171	173	141
体調不良等により移植のめどが立たず治療終了	1 (0)	1 (1)	4 (2)
受精できず、又は胚の分割停止などの異常授精等による中止	10 (6)	16 (8)	14 (6)
採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止	3	1	0
精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術を実施(男性不妊治療)	夫の治療のみ	1	1
	妻の治療と同時	[4]	[3]
合計	375 (112)	377 (123)	354 (128)

※1( )内は、助成件数のうち、初回治療件数

※2[ ]内は、男性不妊治療うち、妻の治療費とともに助成した件数

予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
54~55	10 教育費	5 幼稚園費	3 幼稚園維持 補修費	1-1	【単独】幼稚園施設整備 事業費 高島幼稚園	千円  2,900

### 1 概 要

平成 31 年2月の水道メーター検針により、高島幼稚園敷地内に敷設している給水管から漏水していることが判明し、その後、水道指定業者にて現地確認を行ったところ、給水管の複数個所で漏水音が確認されたことから、給水管の改修工事を行うもの。

なお、緊急を要するため、改修工事の契約に際して既定予算から流用対応していた工事費相当額を計上する。

### 2 漏水判明までの経緯

年 月 日	内 容
平成 31 年2月 10 日	水道メーターの検針。(2か月に一度の検針)
平成 31 年2月 18 日	水道メーターの検針結果が上下水道局から届き、2か月間の使用水量がこれまでより約 90 m <sup>3</sup> の増となったことを確認。
平成 31 年2月 19 日	水道メーターを目視し、漏水を確認。(地表面には水は出ていない) 上下水道局及び複数の水道指定業者へ問い合わせを行う。
平成 31 年3月5日	水道指定業者にて現地確認。給水管の複数個所で漏水音確認。
平成 31 年2月 19 日 から現在まで	幼稚園閉園後には、メーターBOXの側にある止水栓を閉め、漏水拡大を防いでいる。

### 3 施設概要

- (1)名 称 長崎市立高島幼稚園
- (2)所 在 地 長崎市高島町2709番地11
- (3)建 物 構 造 鉄筋コンクリート2階建
- (4)建 築 年 月 日 昭和 50 年3月
- (5)敷 地 面 積 2,876m<sup>2</sup>
- (6)給水管敷設年 不明
- (7)そ の 他 平成17年1月以降、大規模な工事の履歴無し

#### 4 事業内容

(1)事業概要 水道メーター下流に敷設している給水管の複数箇所でも漏水音が確認されたことから、新たに給水管を敷設する。

(2)事業費 2,900千円

(3)改修延長 160m程度

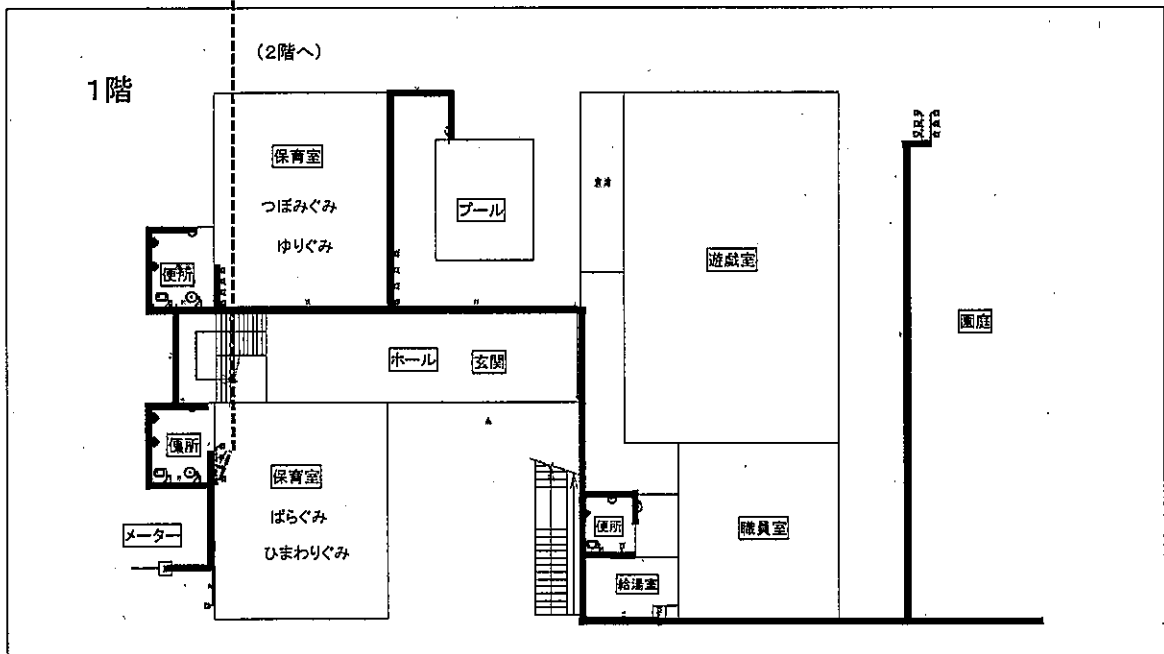
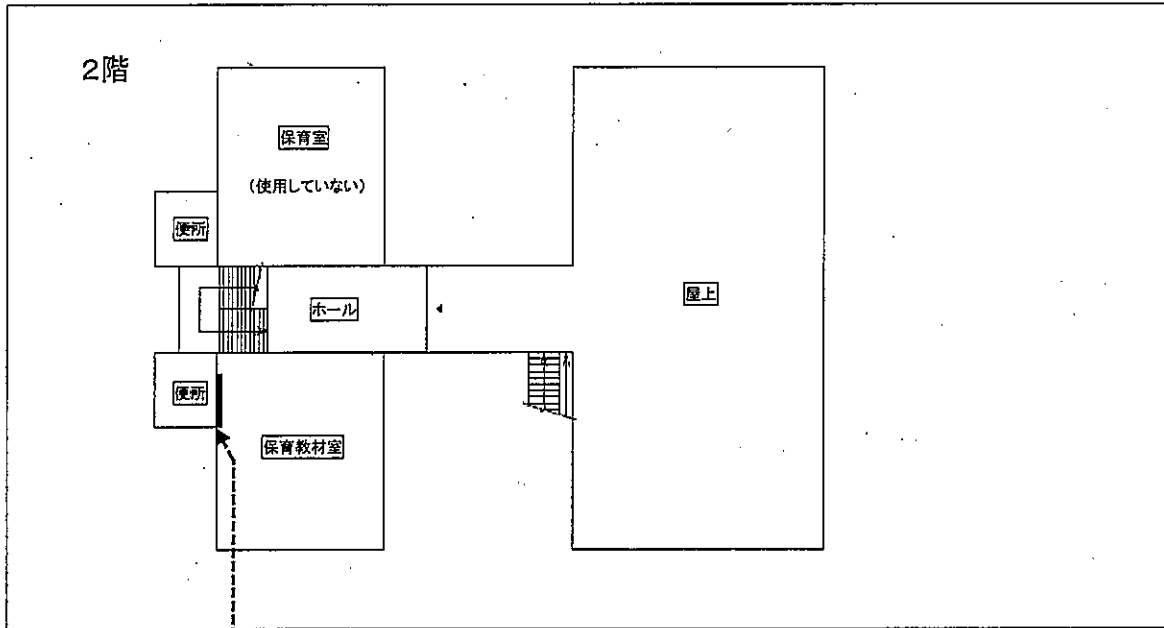
(4)工期 令和元年6月下旬～8月中旬

#### 5 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 2,900	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 2,900

(参考)

施工予定図 (下記太線部分)



現況写真





予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
36~37	3 民生費	2 児童 福祉費	1 児童 福祉 総務費	2-1	認可外保育施設等利用給付費	千円 287,829

## 1 概 要

幼児教育・保育の無償化により幼稚園、保育所、認定こども園の利用料が無償化されるが、保護者の就労等により、保育を必要とする子どもが認可保育所等の施設に入所できず、他の施設等を利用する際に、保護者の経済的負担を軽減するため、利用料を給付する制度を創設する。

## 2 事業内容

### (1) 対象施設及び給付限度額

#### ア 幼稚園(新制度未移行)

月額2.57万円を上限に利用料を給付(国立大学附属幼稚園は月額0.87万円)

#### イ 預かり保育事業

幼稚園等の利用に加え、月額1.13万円を上限に利用料を給付

#### ウ 認可外保育施設

#### エ 一時預かり事業

#### オ 病児保育事業

#### カ 子育て援助活動支援事業

(ファミリー・サポート・センター事業)

月額3.7万円を上限に利用料を給付

(組み合わせ利用が可能)

### (2) 要因別の補正額内訳

施設区分	補正額(千円)	備考
幼稚園(新制度未移行)	153,990	満3歳:上限月額2.57万円×97人×6月 3~5歳:(私立)上限月額2.57万円×860人×6月 (国立)上限月額0.87万円×123人×6月
預かり保育事業 (在園児対象)	60,411	上限月額1.13万円×223人×6月(新制度未移行) 上限月額1.13万円×668人×6月(新制度移行)
認可外保育施設	63,708	3~5歳:上限月額3.7万円×262人×6月 0~2歳:上限月額4.2万円×22人×6月(非課税世帯)
一時預かり費 (非在園児対象)	8,943	1回あたり平均0.3万円×利用回数2,981回
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	777	1回あたり平均0.24万円×647人×6月/12月
計	287,829	

### 3 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金※	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 287,829	千円 287,829	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -

※財源負担割合 国1/2、県1/4、市1/4(令和元年度は国10/10)



予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
36~37	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉 総務費	2-2	低所得世帯副食費給付費	千円 6,750

## 1 概 要

令和元年 10 月 1 日から幼児教育・保育の無償化が実施されることに伴い、施設型給付を受けない私立幼稚園において、副食費(おかず代)を、低所得世帯の子ども及びすべての所得階層の第 3 子以降を対象に補助するもの。施設型給付を受ける施設については、国が年収 360 万円未満相当世帯及び全階層の第 3 子について副食費の免除を行い、施設型給付に加算されるが、施設型給付を受けない私立幼稚園については同階層の保護者に直接給付を行うことで、負担の公平性を保つ。

## 2 事業内容

- (1)対象施設 施設型給付を受けない私立幼稚園(11 か所)  
(2)対象児童 市民税所得割課税 77,100 円以下(年収 360 万円未満相当)の世帯及び全所得階層の第 3 子以降の子で対象施設に在籍し、長崎市在住の者。  
(3)対象経費 副食費(おかず代)  
(4)補助単価 月額上限 4,500 円 (単位:人、円)

階層区分		第 1 子	第 2 子	第 3 子以降	計
1	生活保護世帯	0	1	0	1
2	市民税非課税世帯 (年収 270 万円未満相当)	32	29	16	77
3	市民税所得割課税額が 77,100 円 以下の世帯 (年収 360 万円未満相当)	63	44	13	120
4	市民税所得割課税額が 77,101 円 以上 211,200 円以下の世帯 (年収 680 万円未満相当)	292	197	34 ※(13)	523
5	市民税所得割課税額が 211,201 円以上の世帯 (年収 680 万円相当以上)	92	126	18	236
合計		479	397	81	957

太枠で囲まれている部分が対象となる人数 計 250 人

※は市独自の取組みにより、市独自に多子計算に係る年齢制限撤廃の範囲を 97,000 円未満の世帯まで拡大する対象となる世帯数(内数)

【参考】市独自の取組みによるもの(平成 29 年 9 月分から)

多子世帯の負担軽減を図るため、市独自に多子計算に係る年齢制限撤廃の範囲を拡大する。  
新給付制度創設後も同様とする。

(国) 第 4・第 5 区分の世帯: 小学校 3 年生までの児童を上から数える  
第 3 区分までの世帯: 年齢制限を設けず年長の者から数える

(市) 前記からさらに、第4区分(所得割課税額 77,101 円～211,200 円の世帯)のうち、97,000 円未満の世帯まで年齢制限撤廃の範囲を広げる。

(5)補正予算額 6,750千円 (4,500円×250人×6月)

うち市独自の取組み分 351千円(4,500円×13人×6月)

### 3 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
6,750	6,399	—	—	—	351

※負担割合 国 1/3、県 1/3、市 1/3 (令和元年度のみ、国が全額負担。市独自の取組み分 351 千円は市単独予算)



予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
36～37	3 民生費	2 児童 福祉費	1 児童 福祉 総務費	3-1	児童福祉総務費事務費	千円 52,303

### 1 概 要

令和元年 10 月 1 日から開始される幼児教育の無償化の実施にあたり、その導入にあたって必要となる事務及びシステム改修等を行うもの。

### 2 事業内容

#### (1) 事務費

幼児教育無償化の導入にあたって必要となる事務や制度の周知を行うもの。

節	金 額	内 容
共済費	21千円	雇用保険料 ・事務補助任用分
賃 金	2,309千円	幼児教育無償化に伴う事務補助 ・7時間45分/日×延18月分
旅 費	219千円	制度説明会出席 ・2回(東京1泊2日)×2人
需用費	374千円	制度周知用リーフレット等作成 ・保護者配付用15,000部ほか
役務費	100千円	制度周知用リーフレット等郵送
計	3,023千円	

・子ども・子育て支援事業費補助金により、令和元年度及び令和2年度の事務費を全額国費負担。

#### (2) システム改修費

子ども・子育て支援システムを幼児教育無償化に対応するシステムに改修するもの。

節	金 額	内 容
委託料	49,280千円	子ども・子育て支援システム(幼児教育無償化対応)改修
計	49,280千円	

・子ども・子育て支援事業費補助金により、令和元年度の経費を全額国費負担。

### 3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金※1	県支出金	地方債	その他※2	一般財源
千円 52,303	千円 52,297	千円 -	千円 -	千円 6	千円 -

※1 国が全額負担(事務費:令和元年度～令和2年度、システム改修費:令和元年度のみ)

※2 雇用保険料個人負担金

予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
38~39	3 民生費	2 児童 福祉費	2 児童 措置費	1-1	民間保育所等施設型給付費 (保育所)	千円 ▲31,935
				1-2	民間保育所等施設型給付費 (認定こども園)	千円 342,480
				1-3	民間保育所等施設型給付費 (幼稚園)	千円 37,786
				2-1	地域型保育給付費 (小規模保育事業)	千円 674

## 1 概 要

施設型給付及び地域型保育給付は、子ども・子育て支援新制度において、子どものための教育・保育給付として創設され、平成27年度より市町村が施設型給付費等の支給に係る施設として確認した教育・保育施設（保育所、認定こども園、幼稚園）及び地域型保育事業を行う施設（小規模保育事業）における子どもの特定教育・保育及び地域型保育に要した費用として支弁している。

令和元年10月から、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、3歳から5歳までの子どもを持つ全世帯及び0歳から2歳までの子どもを持つ住民税非課税世帯を対象に、子ども・子育て支援新制度の保育所等における利用者負担額（以下、「保育料」という。）が無償化されるとともに、副食費（おかず代）が利用者の負担となることから、保育所等に支給する施設型給付費及び地域型保育給付費に係る予算額を補正するもの。

### (1) 支給認定区分

- 1号認定子ども・・・満3歳以上の小学校就学前で保育の必要性がない子ども
- 2号認定子ども・・・満3歳以上の小学校就学前で保育の必要性がある子ども
- 3号認定子ども・・・満3歳未満の小学校就学前で保育の必要性がある子ども

### (2) 公定価格

国が定める教育・保育等に係る費用の基準単価

### (3) 対象施設（平成31年4月1日現在）

施設類型	施設数（か所）	入所者数（人）	支給認定の種類
保育所	79	6,266 <del>6,659</del>	2号、3号
認定こども園	43	5,170 <del>3,424</del>	1号、2号、3号
幼稚園	6	451	1号
小規模保育施設	1	12	2号、3号
計	129	11,899 <del>10,546</del>	

## 2 事業内容

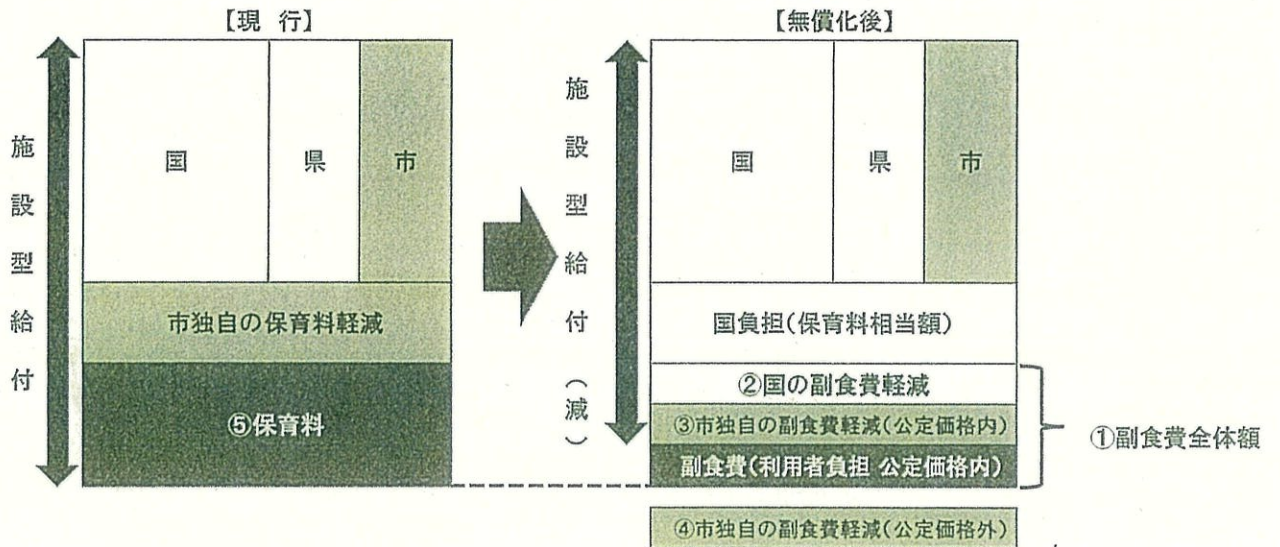
### (1) 民間保育所等施設型給付費 保育所 補正額 ▲31,935 千円

保育所の施設型給付費は、保育料（副食費含む）相当分を含めた額を施設に給付しており、保育料は市で徴収を行っている。

無償化に伴い、保育料が無料となるとともに、2号認定子どもの副食費が利用者の負担となり、施設が徴収することになるため、副食費分を施設型給付費から減額する必要がある。

一方、低所得世帯に対しては、国の基準により副食費利用者負担が免除されるため、施設型給付費内に含む（年収360万円未満相当世帯及び第3子以降）。加えて、長崎市独自で保育料の多子世帯負担軽減の範囲を拡大しているため、市独自の副食費負担免除分を、一般財源で負担する（年収360万円以上～年収470万円未満相当世帯の第3子以降のカウント年齢制限撤廃分）。

【参考：2号認定子どもの施設型給付のイメージ】



#### ア 副食費全体額

認定区分	延べ対象人数(人)	副食費単価(円)	計(千円)
2号認定子ども	18,086	4,500	▲81,387 →①

#### イ 副食費に係る負担軽減

(ア) 副食費に係る国及び市独自の負担軽減額 (公定価格内)

軽減主体	所得世帯区分	延べ対象人数(人)	副食費単価(円)	計(千円)
国	360万円未満相当世帯及び全所得階層の第3子以降	9,174	4,500	41,283 →②
市独自	360万円～470万円未満相当世帯の国軽減対象外の第3子以降	360	4,500	1,620 →③
計		9,534		42,903



(イ) 副食費に係る市独自の負担軽減額 (公定価格外 最大500円)

市立保育所の単価(5,000円)以上の副食費を設定する保育所においては、市が公定価格(4,500円)を超える500円を負担するもの。

ただし、5,000円に満たない副食費を設定する保育所においては、金額の調整を行う。

軽減主体	所得世帯区分	延べ対象人数(人)	副食費単価(円)	計(千円)
市独自	360万円未満相当世帯、 全所得階層の第3子以降及び 360万円～470万円未満相当世帯 の国軽減対象外の第3子以降	13,098	500	6,549 →④
計		13,098		6,549

ウ 保育料の歳入減について

保育所の保育料については、市が徴収していたが、法改正に伴い、2号認定子ども及び3号認定子ども(住民非課税世帯のみ)の保育料が無償化されるため、歳入予算を減額する。

認定区分	対象世帯	延べ対象人数(人)	保育料(千円)
2号認定子ども	全世帯	21,647	▲372,163
3号認定子ども	非課税世帯	997	▲5,517
計		22,644	▲377,680 →⑤

エ 補正予算額及び財源内訳

(単位:千円)

項目		事業費計	国庫支出金 ※1	県支出金 ※2	その他 《保育料》	一般財源
当初予算全体額		8,116,567	3,125,221	1,438,657	1,447,825	2,104,864
副食費 相当	副食費全体額①	▲81,387	514,875	—	▲372,163	▲224,099
	国軽減②	41,283	41,283	—	—	—
	市独自軽減③	1,620	—	—	—	1,620
	市独自軽減④	6,549	—	—	—	6,549
保育料	3号認定	0	7,132	—	▲5,517	▲1,615
補正予算額		▲31,935	563,290	—	▲377,680	▲217,545
計		8,084,632	3,688,511	1,438,657	1,070,145	1,887,319

令和元年度のみ、国が全額負担。

令和2年度以降の負担率

- |          |         |                  |
|----------|---------|------------------|
| ※1 国庫負担率 | 2号認定子ども | 国庫負担基準額の1/2      |
|          | 3号認定子ども | 国庫負担基準額の52.875%  |
| ※2 県負担率  | 2号認定子ども | 国庫負担基準額の1/4      |
|          | 3号認定子ども | 国庫負担基準額の23.5625% |

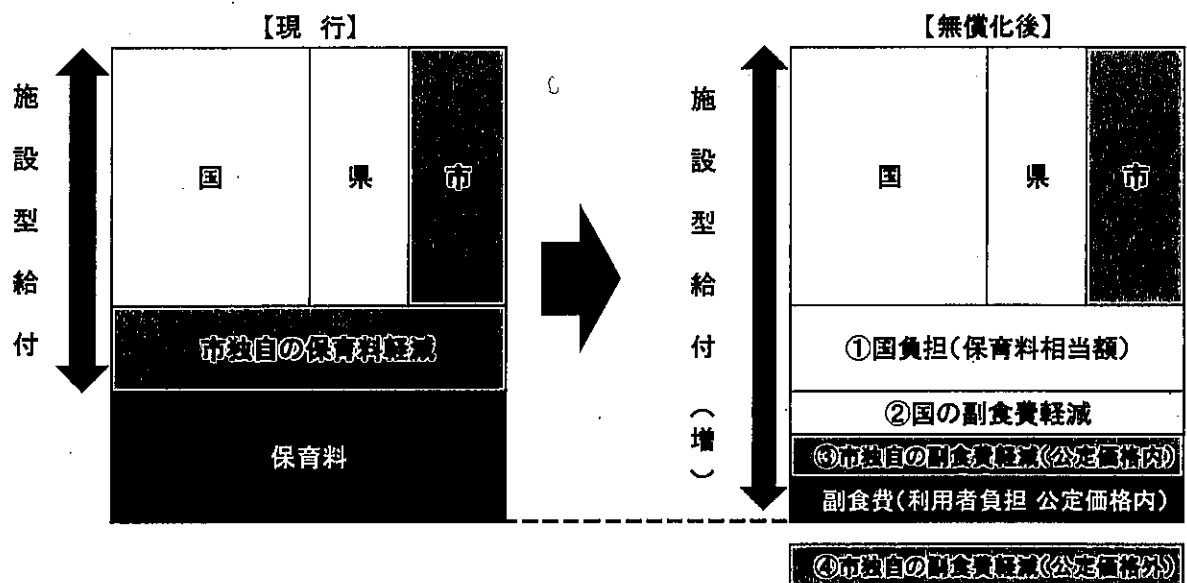
(2) 民間保育所等施設型給付費 認定こども園 補正額 342,480 千円

ア 保育料相当額

認定こども園は、各施設において保育料を徴収しており、市は施設に対し保育料を差し引いて施設型給付費を支弁している。

無償化に伴い、認定こども園の1号認定子ども、2号認定子ども、及び3号認定子ども（住民税非課税世帯のみ）の保育料が無料となるため、施設型給付費に保育料相当額を加算する必要がある。

【参考：2号認定子どもの施設型給付のイメージ】



認定区分	対象世帯	延べ対象人数 (人)	保育料相当額 (千円)
1号認定子ども	全世帯	11,842	151,361
2号認定子ども	全世帯	12,071	154,148
3号認定子ども	非課税世帯	549	2,882
計		24,462	308,391

→①

イ 副食費

認定こども園は、1号認定子どもの副食費はすでに実費徴収を行っているが、2号認定子どもの副食費は保育料に含めて徴収している。無償化に伴い、2号認定子どもの副食費が利用者の負担となる。

1号、2号とも、低所得世帯に対しては、国の基準により副食費利用者負担が免除されるため、施設型給付費内に含む（年収360万円未満相当世帯及び第3子以降）。加えて、長崎市独自で保育料の多子世帯負担軽減の範囲を拡大しているため、市独自の副食費利用者負担免除分を、一般財源で負担する（年収360万円以上～年収470万円未満相当世帯の第3子以降のカウント年齢制限撤廃分）。

(ア) 副食費に係る国及び市独自の負担軽減額 (公定価格内)

認定区分	軽減主体	所得世帯区分	延べ対象人数(人)	副食費単価(円)	計(千円)	
1号認定	国	360万円未満相当世帯及び全所得階層の第3子以降	2,172	4,500	9,774	
	市独自	360万円～470万円未満相当世帯の国軽減対象外の第3子以降	90	4,500	405	
2号認定	国	360万円未満相当世帯及び全所得階層の第3子以降	4,332	4,500	19,494	
	市独自	360万円～470万円未満相当世帯の国軽減対象外の第3子以降	252	4,500	1,134	
国軽減計			6,504		29,268	→②
市独自軽減計			342		1,539	→③

(イ) 副食費に係る市独自の負担軽減額 (公定価格外 最大500円)

市立認定こども園の単価(5,000円)以上の副食費を設定する認定こども園においては、市が公定価格(4,500円)を超える500円を負担するもの。

ただし、5,000円に満たない副食費を設定する認定こども園においては、金額の調整を行う。

認定区分	軽減主体	所得世帯区分	延べ対象人数(人)	副食費単価(円)	計(千円)	
2号認定	市独自	360万円未満相当世帯、全所得階層の第3子以降及び360万円～470万円未満相当世帯の国軽減対象外の第3子以降	6,564 <del>4,004</del>	500	3,282	
市独自軽減計			6,564 <del>4,004</del>		3,282	→④

ウ 補正予算額及び財源内訳

(単位:千円)

項目		事業費計	国庫支出金※1	県支出金※2	その他	市(一般財源)	
当初予算全体額		4,874,342	2,081,417	1,193,523	—	1,599,402	
保育料相当額 2-(2)-7	1号認定	151,361	170,587	—	—	▲19,226	
	2号認定	154,148	273,963	—	—	▲119,815	
	3号認定	2,882	3,847	—	—	▲965	
副食費 2-(2)-1	国軽減	1号	9,774	9,774	—	—	
		2号	19,494	19,494	—	—	
	市軽減	1号	405	—	—	—	405
		2号	4,416	—	—	—	4,416
補正予算額		342,480	477,665	—	—	▲135,185	
計		5,216,822	2,559,082	1,193,523	—	1,464,217	



令和元年度のみ、国が全額負担

令和2年度以降の負担率

※1	国庫負担率	1号及び2号認定子ども	国庫負担基準額の1/2
		3号認定子ども	国庫負担基準額の52.875%
※2	県負担率	1号及び2号認定子ども	国庫負担基準額の1/4
		3号認定子ども	国庫負担基準額の23.5625%

(3) 民間保育所等施設型給付費 幼稚園 補正額 37,786 千円

ア 保育料相当額

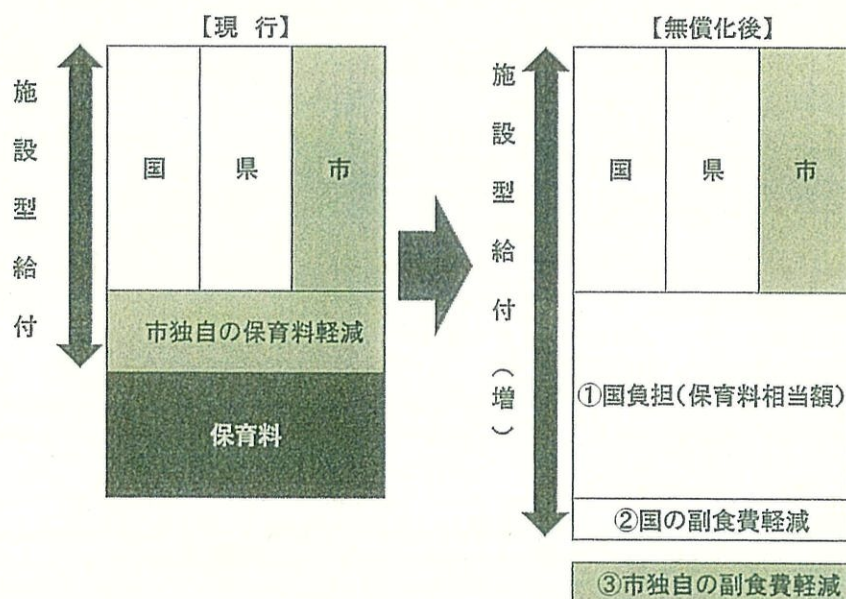
幼稚園は、各施設において保育料を徴収、及び副食費を実費徴収しており、市は施設に対し、保育料を差し引いた施設型給付費を支弁している。

無償化に伴い、幼稚園の1号認定子どもの保育料が無料となるため、施設型給付に保育料相当額を加算する必要がある。

認定区分	対象世帯	延べ対象人数 (人)	保育料相当額 (千円)
1号認定子ども	全世帯	2,950	34,465

→①

【参考：1号認定子どもの施設型給付のイメージ】



イ 副食費

幼稚園の副食費は、各施設において、副食費として実費徴収している。

無償化後においても、副食費は各施設において徴収されるが、低所得世帯に対しては、国の基準により副食費利用者負担が免除されるため、施設型給付費内に含む（年収360万円未満相当世帯及び第3子以降）。加えて、長崎市独自で保育料の多子世帯負担軽減の範囲を拡大しているため、市独自の副食費利用者負担免除分を、一般財源で負担する（年収360万円以上～年収470万円未満相当世帯の第3子以降のカウント年齢制限撤廃分）。

(ア) 副食費に係る国及び市独自の軽減措置額

軽減主体	所得世帯区分	延べ対象 人数(人)	副食費単価 (円)	計 (千円)	
国	360万円未満相当世帯 及び全所得階層の第3子以降	702	4,500	3,159	→②
市独自	360万円～470万円未満相当 世帯の国軽減対象外の第3子以降	36	4,500	162	→③
計		738		3,321	

ウ 補正予算額及び財源内訳

(単位:千円)

項目		事業費 計	国庫支出金 ×1	県支出金 ×2	その他	市 (一般財源)
当初予算全体額		290,785	94,460	95,072	—	101,253
保育料 相当額 2-(3)-7	1号認定	34,465	37,553	—	—	▲3,088
副食費 2-(3)-イ	国軽減	3,159	3,159	—	—	—
	市独自軽減	162	—	—	—	162
補正予算額		37,786	40,712	—	—	▲2,926
計		328,571	135,172	95,072	—	98,327

令和元年度のみ、国が全額負担。

令和2年度以降の負担率

※1 国庫負担率 【全国統一分】国庫負担基準額の×1/2

※2 県負担率 【全国統一分】国庫負担基準額の×1/4

【地方単独分】基準額の×1/2

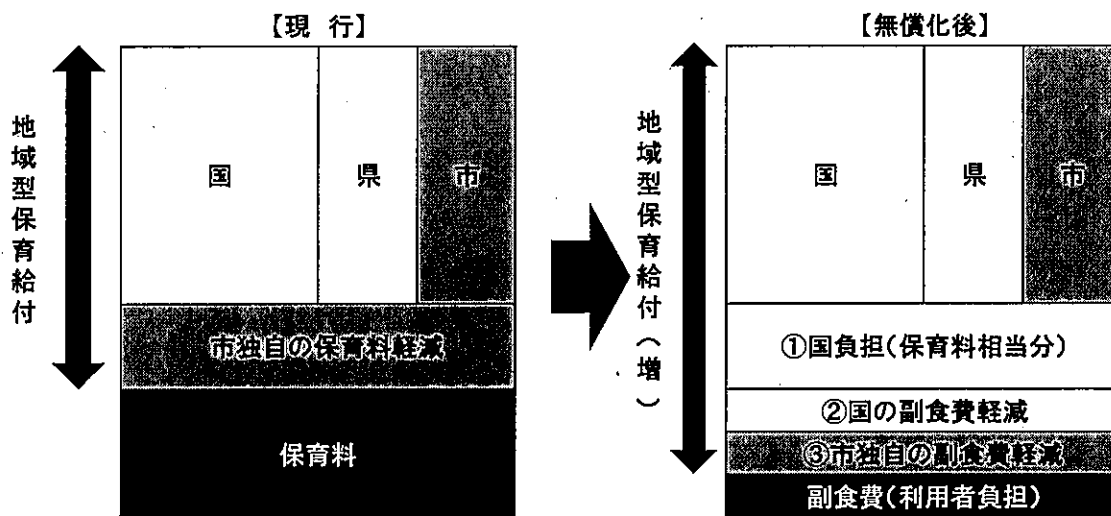
(4) 地域型保育給付費 小規模保育事業 補正額 674 千円

ア 保育料相当額

小規模保育事業は、施設において保育料を徴収しており、市は施設に対し、保育料を差し引いた地域型保育給付費を支弁している。

無償化に伴い、2号認定子ども、及び3号認定子ども（住民税非課税世帯のみ）の保育料が無料となるため、地域型保育給付に保育料相当分を加算する必要がある。

【参考：2号認定子どもの施設型給付のイメージ】



(ア) 市独自の保育料軽減措置額

認定区分	対象世帯	延べ対象人数(人)	市独自軽減(千円)
2号認定子ども	全世帯	36	632
3号認定子ども	非課税世帯	18	42
計		54	674

→①

イ 副食費

小規模保育事業の2号認定子どもの副食費は、施設において、保育料に含めて徴収している。

法改正に伴い、2号認定子どもの副食費が利用者の負担となるが、低所得世帯に対しては、国の基準により副食費利用者負担が免除されるため、地域型保育給付費内に含む（年収 360 万円未満相当世帯及び第3子以降）。加えて、長崎市独自で保育料の多子世帯負担軽減の範囲を拡大しているため、市独自の副食費利用者負担免除分を、一般財源で負担する（年収 360 万円以上～年収 470 万円未満相当世帯の第3子カウント年齢制限撤廃分）。今年度は国及び市独自の負担軽減対象世帯はない見込みである。



ウ 補正予算額及び財源内訳

(単位:千円)

項目		事業費 計	国庫支出金 ※1	県支出金 ※2	その他	市 (一般財源)
当初予算全体額		33,291	16,827	7,787	—	8,677
保育料 相当額 2-(4)-ア	2号認定	632	992	—	—	▲360
	3号認定	42	54	—	—	▲12
補正予算額		674	1,046	—	—	▲372
計		33,965	17,873	7,787	—	8,305

令和元年度のみ、国が全額負担。

令和2年度以降の負担率

- |    |       |         |                  |
|----|-------|---------|------------------|
| ※1 | 国庫負担率 | 2号認定子ども | 国庫負担基準額の1/2      |
|    |       | 3号認定子ども | 国庫負担基準額の52.875%  |
| ※2 | 県負担率  | 2号認定子ども | 国庫負担基準額の1/4      |
|    |       | 3号認定子ども | 国庫負担基準額の23.5625% |

予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
54～55	10 教育費	5 幼稚園費	2 教育振興費	1-1	私立幼稚園 就園奨励費補助金	千円 ▲62,721

## 1 概 要

施設型給付を受けない私立幼稚園が園児の入園料・保育料を世帯の所得状況に応じて減免する場合、減免相当額を私立幼稚園に補助し、保護者の経済的負担の軽減を図ることにより、幼稚園への就園を奨励する。令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されることに伴い本事業が廃止され、新たに「子育てのための施設等利用給付」制度が創設されることから、10月から3月までの半年分の予算を減額するもの。

## 2 事業内容

- (1) 対象施設 施設型給付を受けない私立幼稚園(11か所)
- (2) 対象児童 対象施設に在籍している長崎市在住の園児
- (3) 対象経費 入園料及び保育料
- (4) 補助単価表 令和元年度

(単位:円)

階層区分		補助限度額【年額】		
		第1子	第2子	第3子以降
1	生活保護世帯	308,000		
2	市民税非課税世帯 市民税所得割非課税(年収270万円)未満世帯	272,000	308,000	308,000
	ひとり親世帯等の場合	308,000		
3	市民税所得割課税額が77,100円以下の世帯 (年収約360万円未満相当)	187,200	247,000	308,000
	ひとり親世帯等の場合	272,000	308,000	
4	市民税所得割課税額が77,101円以上211,200円以下の世帯(年収約680万円未満相当)	62,200	185,000	308,000
5	市民税所得割課税額が211,201円以上の世帯 (年収約680万円相当以上)	対象外	154,000	308,000

### 【参考】市独自の取組みによるもの(平成29年9月分から)

子育てしやすい環境づくりの一環として、多子世帯の負担軽減を図るため、市独自に多子計算に係る年齢制限撤廃の範囲を拡大する。新給付制度創設後も同様とする。

- (国) 第4・第5区分の世帯: 小学校3年生までの児童を上から数える  
第3区分までの世帯: 年齢制限を設けず年長の者から数える

- (市) 前記からさらに、第4区分(所得割課税額77,101円～211,200円の世帯)のうち、97,000円未満の世帯まで年齢制限撤廃の範囲を広げる。

(5) 令和元年度の事業計画

ア 保育料の減免

(単位:人、千円)

階層区分		H31 当初予算額① (H31.4~R2.3)		R1 補正後予算額② (R1.10~R2.3 を減)		③増減(② - ①)	
		対象者	補助額	対象者	補助額	対象者	補助額
1	生活保護世帯	1	308	1	154	-	▲154
2	市民税非課税世帯 市民税所得割非課税世帯 (年収約 270 万円未満)	60	15,550	60	7,775	-	▲7,775
	ひとり親世帯等	17	5,113	17	2,557	-	▲2,556
3	市民税所得割課税額が 77,101 円 (年収約 360 万円)未満の世帯	112	21,951	112	10,975	-	▲10,976
	ひとり親世帯等	8	2,175	8	1,088	-	▲1,087
4	市民税所得割課税額が 77,101 円以上 211,201 円(年収約 680 万円)未満の世帯	523 (13)	58,832 (1,916)	523 (13)	29,416 (958)	-	▲29,416 (▲958)
5	市民税所得割課税額が 211,201 円以上の世帯	144	21,514	144	10,757	-	▲10,757
合 計		865	125,443	865	62,722	-	▲62,721

※上記階層区分4のうち、( )は市独自の取組によるもの

イ 【市単独】園に対する事務費補助(変更なし)

(単位:人、千円)

内容	H31 当初予算額①		R1 補正後予算額②		③増減(① - ②)	
	対象者	補助額	対象者	補助額	対象者	補助額
【市単独】園に対する事務費補助	865	87	865	87	-	-

ウ 事業費合計(ア + イ)

(単位:人、千円)

内容	H31 当初予算額①		R1 補正後予算額②		③増減(① - ②)	
	対象者	補助額	対象者	補助額	対象者	補助額
事業費合計(ア+イ)	865	125,530	865	62,809	-	▲62,721

3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金 ※	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 ▲62,721	千円 ▲20,907	千円 -	千円 -	千円 -	千円 ▲41,814

※ 幼稚園就園奨励費補助金(補助率 1/3 以内)



予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
54～55	10 教育費	5 幼稚園費	2 教育振興費	1-2	私立幼稚園預かり保育 促進費補助金	千円 ▲5,762

### 1 概 要

私立幼稚園・認定こども園が実施している通常の幼稚園教育時間の終了後等に希望する者を対象に行う預かり保育の利用者のうち、保育を必要とする在園児の保護者に対して、負担している預かり保育料の一部を助成しているが、令和元年 10 月から幼児教育・保育の無償化が実施されることに伴い、新たに「子育てのための施設等利用給付」制度に組み込まれることから、10 月から 3 月までの半年分の予算を減額するもの。

ただし、制度変更により対象期間が短くなることから、補助対象外となる期間について、無償化後も引き続き市単独補助の対象とする。

### 2 事業内容

- (1)対象経費 市内の私立幼稚園及び認定こども園で保護者が支払った預かり保育料
- (2)対象者 満3歳以上の保育を必要とする児童の保護者
- (3)補助上限額 月額 3,000 円、補助率1/3
- (4)市単独補助の内容

無償化後に、国の給付制度の対象期間から外れる、満3歳の誕生日以降 3 月 31 日までの児童を、引き続き一般財源による補助対象とし、利用者に対し新たな負担増をさせないようにする。

#### 【参考】

項目	私立幼稚園預かり保育 促進費補助金(現行)	国の給付制度 (令和元年 10 月 1 日から)	国の制度の対象外で、引き 続き市単独で補助するもの
対象期間	私立幼稚園等に在籍して いる期間 (満3歳の誕生日以降)	満3歳を迎え、 <u>4月1日を経 過した園児</u>	<u>満3歳の誕生日以降 3 月 31 日までの園児</u>
受給資格	私立幼稚園等に在籍する 者で、保護者の就労等に より保育を必要とする者	2号認定または新2号認定 を受けた、保育を必要とする 者	現行に同じ
限度額	利用料金の 1/3 (月額上限 3,000 円)	11,300 円(月額上限)	
財源内訳	市 10/10	令和元年度のみ 国 10/10 令和2年度以降 国 1/2、県 1/4、市 1/4	

- (5)補正額内訳 半年分減額 ▲6,467 千円(当初予算 12,935 千円/2)  
市単独補助継続 705 千円(1人当たり平均年間交付額 14,517 円/2×97人)

### 3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 ▲5,762	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 ▲5,762